

総務教育常任委員会資料

(平成27年12月1日)

【項目】

ページ

1	政府関係機関の地方移転について	【とっとり元気戦略課】	1
2	鳥取県×日本財団 共同プロジェクト協定の締結について	【とっとり元気戦略課】	13
3	第62回・第63回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会 11月臨時会の開催結果について	【広域連携課】	15
4	中国地方知事会議等の開催結果について	【広域連携課】	23
5	全国知事会議の開催結果について	【広域連携課】	57
6	第6回中海会議の開催結果について	【広域連携課】	81
7	「地方分権改革に関する提案募集」に係る対応結果について	【広域連携課】	83
8	鳥取県への移住状況について (平成27年度上半期速報値)	【とっとり暮らし支援課】	87
9	「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議戦略検討会兼 I J Uターン6千人とっとり暮らし推進チーム会議(第3回)の 開催結果について	【とっとり暮らし支援課】	88
10	魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム会議(第3回)の 開催結果について	【とっとり暮らし支援課】	89
11	南部町C C R C 検討会(第2回)の開催結果について	【とっとり暮らし支援課】	90
12	とっとりの元気づくり会議の開催結果について	【参画協働課】	92
13	一般事業主行動計画策定のための問合せ・相談窓口の設置について	【男女共同参画推進課】	93
14	働く女性の相談窓口の体制強化について	【男女共同参画推進課】	94

元気づくり総本部



政府関係機関の地方移転について

平成27年12月1日
とつとり元気戦略課

政府関係機関の地方移転に係る都道府県からの提案募集に対して、鳥取県からは3機関の政府関係機関の地方移転の提案を行いました。

この度、「政府関係機関移転に関する有識者会議」が開催され、今後の検討の進め方等について方針が示されましたので、その概要等について報告します。

1 鳥取県の提案概要

機関名 [所在地]	移転を求める機能等	移転提案理由 等
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 (職業能力開発総合大学校) [東京都小平市]	一部機能の移転 (職業能力の開発・向上に係る調査研究機能の一部)	・本県において、現在進めている医療機器、自動車、航空機関連の成長3分野への立地・参入に必要な高度な技術・技能を有するものづくりの人材の育成・確保を図る。
(独)農業・食品産業技術総合研究機構 (果樹研究所) [茨城県つくば市]	一部機能の移転 (梨育種の研究部門)	・梨研究に強い当県に西日本の梨の研究拠点として誘致する。特に西日本の気候条件や温暖化に対応した産地適性の高い新たな品種開発の促進により、西日本をはじめ、全国の梨の生産拡大を図る。
(独)統計センター [東京都新宿区]	一部機能の移転 (統計編成部統計編成主幹)	・災害の発生リスクが少ない本県に移転することで、安定的な業務運営が可能となる。 ・地域の安定的な雇用の場として、若者の定着に繋げていく。

※ 全国42道府県から69機関(国の機関27、独立行政法人等42)、合計239の誘致提案があった。

※ その後、平成27年9月16日から10月8日までの間、まち・ひと・しごと創生本部事務局による道府県ヒアリングが実施された。(鳥取県は9月16日にヒアリング実施)

2 現在の状況

(1) 第2回政府関係機関移転に関する有識者会議 (平成27年11月6日開催)

地方からの提案に対する今後の検討の進め方について議論され、地方からの提案についての整理の考え方方が示された。

あわせて、各提案に係る道府県の説明、それに対する各府省の見解を整理した論点整理表が示された。

資料1

①今後の検討方向

- ・地域の自治体・民間等と連携して、又はそのポテンシャルを活かして高い効果が期待できるもの
- ・施設整備に係る国の新たな財政負担は極力抑制。組織・人員の拡充方向が出ているもの以外は、肥大化を抑制

[研究機関]

- ・公設試験研究機関、地域の民間や大学等との連携による地域イノベーション創出可能性
- ・研究成果の地域産業への波及 等

[研修機関・国の政策研究機関]

- ・受講者の交通利便性、優秀な講師・研究者の確保
- ・技術実習の効果を高めるための条件確保 等

[中央省庁・独法の事業実施機関]

- ・危機管理に関わるものでないこと、国会や他省庁との対面業務が必須でないこと
- ・政策の企画立案・実施に効果が期待できること 等

②「更なる精査を要する提案」に該当しないものの考え方 資料2

- ・東京圏外の機関（つくばの研究機関を含む）に係る移転の提案であり、移転による機能の向上・デメリット極小化が明らかに見込まれないもの
- ・官邸と一体で緊急対応が必要な機関や中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関であり移転により機能が維持できなくなる提案
- ・連携する機関の集積や研究成果の蓄積がない等、機能の確保・向上が見込めない提案
- ・移転・集約化などによらない全くの新設など組織費用の増大が顕著な提案
- ・提案内容の具体性が乏しく、移転の効果等について具体的に判断できない提案

（2）都道府県説明会（平成27年11月6日開催）

有識者会議の同日、内閣府主催の地方移転に関する道府県説明会が開催され、今後、更なる移転に向けた検討を行う機関と移転の検討を進めない機関が内閣府より各道府県に対して示されました。

①更なる精査を要する機関

- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（職業能力開発総合大学校）の一部
- ・（独）農業・食品産業技術総合研究機構（果樹研究所）の一部

②「更なる精査を要する提案」以外の提案

- ・（独）統計センター（統計編成主幹）

（3）各府省庁との意見交換会

①更なる精査を要する機関に係る意見交換

平成27年11月16日に、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（職業能力開発総合大学校）、（独）農業・食品産業技術総合研究機構（果樹研究所）について、厚生労働省、農林水産省との意見交換を、内閣府において行った。今後、関係省との間で、個別に意見交換等を実施していく。

②「更なる精査を要する提案」以外の提案

今後、「更なる精査を要する提案」以外の提案と整理された（独）統計センターについて、平成27年11月16日にまち・ひと・しごと創生本部に対して反論意見を提出し、これを受け、同月26日に内閣府において総務省を交えての意見交換が実施された。

なお、まち・ひと・しごと創生本部からの説明では、現時点において各道府県の提案についての個別に方針が決定されているわけではなく、道府県からの提案内容、各道府県と関係府省庁との意見交換等を整理し、次回有識者会議に諮った上で、年内には対応方針案が示される見込みです。

4 今後の国の検討スケジュール

平成27年

12月上・中旬 第3回有識者会議開催

- ・地方提案に対する評価と対応方針について検討

12月中・下旬 地方提案に対する評価と対応方針の考え方のとりまとめ

平成28年

1～3月 道府県、各省庁、研究機関担当の関係者間での調整

3月 まち・ひと・しごと創生本部（政府機関移転基本方針決定）

(独)統計センター		提案者:鳥取県
提案の概要 (マンパワーによる集計機能や自由回答の集計機能を担う統計機能を編成部統計編成主幹の移転)	検討対象 機関の概要 (統計・評価のポイント)	造府県の説明
<p>〔業務概要〕 統計センターは、総務省統計局と一緒にして、統計の作成及び公表、提供を担う独立行政法人(行政執行法人性)であり、主として ・人口や失業率、消費者物価指数等の基幹的公表、提 ・統計利用者、調査対象者、研究者等が便利に安心して活用できる統計サービスの提供 ・各府省、地方政府団体、国際機関、各国民政府等の統計作成を支えるシステムの運用管理やプロジェクトの遂行 を行うことにより、我が国の公的統計制度を支えている。 統計編成主幹は、製表業務のうち、自由記入で回答された内容の審査、産業分類等のコード付け等の業務を担っている。 ※国との相当な関与の下に国の行政事務等を直接に処理したこと自らとした法人</p>	<p>〔業務概要〕 統計センターは、統計調査のうち自由記入の内容審査やコード付けなどに大半の人員が従事するマンパワーによる集計業務が中心であり、他の部署のような企業やプログラム開発、調査など総務省統計局をはじめとする中央省庁等と共に密接に対面で協議・調整を行なう業務とでは性格が異なるものである。 イーラーネット等の環境が整った現代において、全ての業務を対面で協議を行う必要性も低く、東京圏外でも処理できる業務であると考えられる。 ネット環境の特徴に活用により、地方において有効に機能することができるものと考える。</p>	<p>各府省の見解</p> <p>○統計センター統計編成主幹の業務は、統計調査のうち自由記入の内容審査やコード付けなどに大半の人員が従事するマンパワーによる集計業務が中心であり、他の部署などの緊密な連携が確保できることで業務を担っており、統計局・統計センター各課室と一体となって業務を担つておらず、場所にあることが不可欠。</p> <p>○毎月開催される審査会を行つてある。これらの統計の作成は、単純な入力作業ではない。公表結果に影響する重要な統計は、極めて長い時間で調査から集計・公表までを完了させる必要がある。これらの統計の作成は、専門的な入力作業ではない。公表結果に影響する開査票記入内容の問題点(誤記入・未記入)を当該統計の作成が緊密に統計局と一体になつて協議によって一つ一つデータを確定して採み上げるなどの作業を期日までに行なうことが必須である。</p> <p>統計局との協議が電話やメールなどによつて場合は、正確な統計を迅速に作成できないほか、情報漏えいのりがかかるため、統計センターは統計局との緊密な連携が確保できる場所にあることが不可欠。</p> <p>○統計センターと統計局の職員が協議し、記入不備や誤記入といった開査票の記入不備や誤記入などにに対し、様々な資料を用いて隨時対面で協議・意見交換を行い、統計センターのデータ修正処理や統計局の公表対応などを決定しており、正確かつ迅速な対応を行うために統計局との緊密な連携が確保できる場所にあることが不可欠。</p> <p>○統計編成主幹が主に担つている製表業務(自由記入内容の審査、産業分類等のコード付け)は、統計局との連携は言うまでもなく、統計センター内の各課室の業務(製表企画、結果審査、製表に係る情報処理企画・プログラム開発、情報セキュリティの確保など)と密接不可分である。そのため、統計局の統計編成主幹は統計局・統計センター各課室と日々打合せを行つており、正確かつ迅速に統計局の公表するため、統計局・統計センター各課室と緊密な連携が確保できる場所にあることが不可欠。</p> <p>○毎月開催報告書を行つてある。現在は東京・神奈川・埼玉・千葉の4都県については、おおむね30km圏内に所在しており、製表業務を少しだけ早期化するために開査票を持参してももらつてあるところ。これらの都県の扱っている分量は、開査票全体のおおむね1/5の分量に相当。これら都県が担当の実行が要請することによって、ようやく現行の公表期日が実現。公表スケジュールが遵守できているところ。今後開査票のあつた都県について、ようやく現行の公表期日が実現。公表スケジュールが遵守できているところ。今後開査票のあつた都県について、ようやく現行の公表期日が実現。公表スケジュールが遵守できているところ。今後開査票のあつた都県について、ようやく現行の公表期日が実現。公表スケジュールが遵守できているところ。</p>

検討評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>統計編成主幹の業務は、統計処理における集計業務を担っており、地方に移転された場合であっても、企画部門等と電話・インターネット等により連絡は可能であり、運営の機能は維持されるものと考えられる。</p> <p>本県には、強烈な高速大容量の情報通信基盤(鳥取情報ハイウェイ)を整備しており、この活用が可能であるとともに、岡山情報ハイウェイとの相互接続により、万が一のハッカアップ体制も完備している。</p> <p>機関の任務に係る上、行政運営の効率化と成り得るための確保</p>	<p>○政府の基幹的統計調査は、単純なアンケート調査とは異なり、多數の調査内容を様々に組み合わせた結果を作成する複雑な業務であり、単に集まつたものを足し上げているだけではない。そのため、統計局や統計センター各課室との緊密な連携が不可欠。</p> <p>○統計センターや各課室の連絡については、既に電話・インターネットで済むものは当該方法により対応しており、その上で、お面で協議しなければならない場合が多數ある。協議についてには、公表結果に影響する調査票記入内容の問題点(誤記入・未記入)を当該会議に高い職員が直接まで取り扱うことが必須であり、複数の担当者が様々な資料を用いながら、一堂に会し議論する必要があるため、正確かつ迅速な統計作成対応を確保するためには、対面で議論を行つて解決しなければならない場合が必ず存在する。</p>	
<p>首都圏との同時被災の可能性が極めて低く、また南海トラフ地震の影響も少ないなど、非常に災害のリスクの少ない安心・安全な地域であること。</p> <p>個別の調査を確認しながらの作業という点においては、地震等の災害発生のリスクが少ないと当地に移転することとは、調査一本所のバックアップ機能としての役割も果たせるとも考えられる。</p> <p>300名弱の職員の移住に加えて、200名を超える非常勤職員が地元から採用されることに加れば、人口最少県の鳥取県において相当のインパクトを持つ移転となるものであり、地方創生に係る政策関係機関の地方移転のモデルとなり得るものと考える。</p>	<p>○統計作成において最も重要な正確性・迅速性・秘密保護が、移転によりどのように維持・向上されるのが明らかでない(むしろ統計局・統計センター各課室との緊密な連携が確保できなくなることから損なわれる)。</p>	
<p>○施設・用地の確保 鳥取県東部庁舎(鳥取市内)を移転先として無償貸与することを予定しており、移転によって新たな施設整備をする必要はない。</p> <p>○職員の生活環境・住環境の確保 県職員住宅などの利用により、移転地周辺に耐震の住居を確保できるよう、県がバックアップを行う。 (公財)ふるさと鳥取県によるマンショングループ建て等の賃貸物件の情報提供を行ふ。</p> <p>条件整備</p>	<p>○統計センターの職員には統計知識と専門技能が求められる中で、統計編成主任は、女性職員が約95%以上を占めている。仮に首都圏から移転すると、家庭の都合上、相当数の職員が離職する可能性が危惧される。統計センターの業務を支える専門性の高い職員の知識と技能は、系統的な専門研修や実務経験を通じて培われたものであって、短期間に育成することは不可能である。したがって、仮に専門性の高い職員の欠員が生じた場合には、その補充を外部から行うことは極めて困難となり、このため、期日までに正確な統計作成ができない。</p>	<p>その他特記事項</p>

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

提案者：鳥取県

提案の概要	職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部機能の移転		
検討対象機関の概要	<p>【主画廊・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校(鳥取県提携の一部機能を含む。)】</p> <p>1. 障害者等について 常勤職員(事務職65名、訓練職105名)、非常勤職員(事務職35名、訓練職4名)</p> <p>2. 敷地面積 42,000.4m²、建物延べ面積 26,915.8m²</p> <p>3. 研究実績について 職業能力開発総合大学校は、職業能力開発促進法に基づき、公共職業訓練その他の職業訓練の円滑な実施その他職業能力の開発及び向上にに関する調査及び研究」を総合的に実施している。</p> <p>「職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究」は、「教材・訓練コース等の開発」、「訓練手法・評価等の開発」、「職業能力開発の実践に必要な調査研究」の区分により実施しており、主なテーマは以下のとおりである。</p> <p>・教材・訓練コース等の開発 ・職業訓練教科書等の開発 ・カリキュラム等の整備 ・訓練者の開発 ・訓練者用訓練課題の開発及びメンテナンスに関する調査研究 ・ICTを活用した指導手法・技術向上・システムに関する調査研究 ・「職業能力開発等の実践に必要な調査研究」 ・「職業能力開発促進法分析の実践」(「職業能力開発体系の整備研究」等) ・「職業能力開発総合大学校の運営に係る基準の分野別見直しに係る基盤研究」等</p> <p>4. 移転検討対象機関である調査・研究機能の一部機能については、職業能力開発総合大学校のうち基盤整備センター開発部の一部が、上記3「職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究」の一部として行っておりである。</p>		
検討・評価のポイント	<p>道府県の説明</p> <p>各府省の見解</p> <p>○職業能力開発人材の確保 併れに研究費の確保、研究費團・研究費團・研究費團等との迅速かつ効果的連携の確保 ・移転検討対象機関(職業能力開発総合大学校のうち基盤整備センター開発部の一部)以下「対象機関」という。が担う高度訓練の開発研究(向報高度訓練開発室が実施、現員3名への寄与の可能性を検討する)と ・移転先の(公財)鳥取県産業振興機構は、主に県内製造業者を対象に「二種業・技術革新支援、高度産業人 才等の育成支援などに貢献する中核企業の中核的支援機関であり、その施設計画には、JETRO鳥取や(一財)鳥取 県産業活性化機構なども入居しておらず、職業能力の開発・向上に関する調査・研究に必要な情報提供などの協力が可能 である。 ・近隣には、最先端の試験・研究機器等を備えてものづくり人材研修を行っている(地財)鳥取県立農業大学、ポリテクセン ター鳥取が所在し、その研究人材及び機器等と連携して、企業等との連携体制とともに、高度 な知識と経験を有する専門家等とのネットワークも構築済みである。</p> <p>○研究資金の確保 ・職業能力開発総合大学校以下「職業大」と鳥取県の連携により、高度職業訓練プログラム開発や海外 留学生受入れを行う場合は、財源支授が可能な新ファンド創設を検討中である。 (つどり次世代・地域資源産業育成ファンド(50億円／経済産業省の平成28年度未終了にあたり、これに 代わる新ファンド創設を国に提案中。新ファンドの運営は県産業振興機構を想定。)</p>		

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	
<p>○産業育成課を設立する体制の確保 ・群衆大には、鳥取県がボリュームセンターと從来にない形で連携する地盤創生人材育成事業において、ボリュームセンターとの連携に取組まれている点は、一定の評価ができる。</p> <p>○生労監督による協力者とのMOU締結について、移転設計対象機関の研究結果の活用の確保・向上にどのように寄与する点が学ぶべきである。 ・該企業において必要となる人材像やそのために新たに訓練開発機能等の詳細を確認する必要がある。</p>	<p>○産業育成課を設立するための利用など、企業との連携として新たな教材開発や実証実験場所の調査場所が鳥取県にはない。 ・群衆大によれば、鳥取県は人材育成プログラム開拓者として、今後我が国全体で成長が期待できる分野の人材育成と共に取り組むこととしている。 ・ダイキ、工業会、ダイヤモンド電機株式会社など関西企業の県内のグローバル人材育成拠点との連携及び県内企業の製造現場の調査場所を相応しい環境づくりを進めている。</p> <p>○政策協力による行政との連携の確保 ・群衆大の調査研究室が県外局ともアジア・スキルグローバル人材の育成に関する二点で、内容の充実や普及促進が期待でき、地方の製造業のグローバル展開支援ニーズがある。</p>	<p>・厚生労働省の地盤創生人材育成事業において、ボリュームセンターとの連携に取組まれている点は、一定の評価ができる。</p> <p>・群衆大とのMOU締結について、移転設計対象機関の研究結果の活用の確保・向上にどのように寄与する点が学ぶべきである。 ・該企業において必要となる人材像やそのために新たに訓練開発機能等の詳細を確認する必要がある。</p>	
<p>○研究成果活用の確保・向上</p>	<p>○政策協力による行政との連携の確保 ・群衆大の調査研究室は、群衆大の調査者・研究者等の訓練カリキュラムやテキスト等の開発実績、長年の調査研究結果等を、各県の高度技術者による育成事業に活用するもので、地方の製造業の現場実態を踏まえた新たな職業訓練プログラムの開発等による効果を有するものである。 ・鳥取県がタイ王国と連携して取り組む予定のアジア・スキルスタンダードの共同開発に賛同するなどで、内容の充実や普及促進が期待でき、地方の製造業のグローバル展開支援ニーズがある。</p>	<p>・高度技術産業を中心とした技術努力及び企業研修制度への支援の取り組みについては、県内製造業を支える技術人材に係る高齢問題の開発研究を担う対象機関の移転条件として一定の評価ができる。 ・移転する具体的な候補地・規模や、今後の産業説明会、来賓見通し(計画)についてさらには確認する必要がある。</p>	
<p>運営の効率化の確保</p>	<p>○業務執行に際して効率的な運営となるか ・医療機器・自動車・航空機関などの成長分野を牽引する中京圏、関西圏の企業による中国地方から九州方面への輸出が拡大するなど同時に、物流・人材の中間地點に位置する鳥取県が有力な立地候補地となっていることから、二二・職業能力訓練の開設拠点を設置することでの効率化が期待できる。</p> <p>・具体的には、全国のボリュームセンター向けの最先端で実践的な教材と訓練プログラ</p>	<p>・中京圏・関西圏の企業による中国地方から九州方面への需要が拡大し、鳥取県が有力な立地候補地となることから、二二・職業能力訓練の開設拠点を設置することでの効率化が期待できる。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>○施設確保、組織運営にあたっての工夫等 ・施設改修は、付帯施設を含めて最低限が実施する。 ・施設改修は、付帯施設を含めて最低限が実施する。 ・鳥取県産業振興機構の端に一括きの空間620m²を確保予定であり、講義室(多言語対応)、開発室、事務室など必要には応じた整備が可能である。 ・借室料は2,000円／月(税別料金)と低廉である。</p> <p>○独立行政法人の組織・費用が増大するものでないか ・施設の開拓や海外留学生受け入れ等による高座講習会プログラム開発や海外留学生受け入れを中心とした国際協力を特に強化することはないと思料する。</p> <p>○職業大の国際協力事業への波及効果 ・職業大は、平成6年以後取組んできるタイ国などASEAN諸国の人づくりへの貢献に取り組むこととしており、鳥取県とタイ国との連携や国に提案中の新ファンドを活用することで一層の効果拡大が可能となる。</p> <p>○鳥取県内空港のアクセス向上 ・米子・ツクル閣の定期便(2往復)、米子—香港間のプログラムチャーター便(H25)開始、H27は16往復。 H28.3には定期便化予定。(、台湾やタイ国等の国際チャーター便に加え、東京便の充実、鳥取砂丘コナン空港5便/日、米子鬼太郎空港6便/日)により、海外からの受け入れ態勢も向上している。</p> <p>その他特記事項</p>	<p>提案どおり移転先候補場所に入居した場合、年間1,200万円認の懲科が発生することとなるが、(株)両輪・津守・寺澤者雇用支援機構は中期目標において予算が設定されていて、新たな財政負担を行うことには困難である。 ・移転候補対象機関の移転に当たっては事務所の設置のほか、人事異動に伴う職員個人の住宅確保(家賃負担)等の課題がある。 ・提案の趣旨を踏まれば、3名程度の移転が考えられるが、移転先の施設規模については検討が必要である。</p> <p>・監視課どりタイ国の選挙事業については、全体的に詳細な情報が乏しいことから、職業大の国際協力事業への反映方法について検討するためにはさらに詳細な内容を確認する必要がある。</p>

(独)農業・食品産業技術総合研究機構

提案者:鳥取県

提案の概要	果樹研究所の一部機能(梨育種(研究員2~3名))の移転
検討対象機関の概要	<p>【機関名】農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所(ナシ育種研究)(茨城県つくば市) 【職員数】常勤職員(研究職4名)のほか、技術専門職10名及び事務職 25名(研究所全体で共通) (※ 研究職4名はクリークの育種も担当) 非常勤職員 研究系4名(ほか技術系6名(研究所全体で共通)) 【現在施設】占有面積: 3,400m²、建物の構造:RC(鉄筋コンクリート構造)、S(鉄骨構造) 必要面積: 4 ha(茨城県つくば市)</p> <p>【必要機材】 実験機器 DNAシーケンサー、高速液体クロマトグラフィー、遠心分離機、超純水製造装置、分光光度計、PCR装置、真空濃縮装置、オートクレーブ、クリーンベンチ等</p> <p>【圃場管理用機械】 土質試験器、スピードスプレヤー、トラクター、バックホー、草刈り機、萬能作業台車、運搬車 等</p> <p>【研究実績】 「主な研究」 デノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発 ナンナン星果病抵抗性に連鎖するDNAマークーの開発とその有効性の検証 ナンナンの黒肉特徴を発現する遺伝子群の機能解析に関する研究 ナンナンの黒肉特徴(みつ庭)に貢献する遺伝子解析並びにDNAMマークー開発</p> <p>【共同研究、連携先】 大学:東北大、名古屋大、京都産業大、農業生物資源研究所、農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)のうち中央農業総合研究センター及び食品総合研究所 公立機関:宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、大阪府、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 公益財團法人:かずさDNA研究所 [その他] ナンの品種育成は、4名の研究者が、クリークの品種育成と一緒に実施。また、デノム研究、遺伝資源研究等の基礎的研究との緊密な連携の下で、従来の手法では育成できない複合病害虫抵抗性品種等の画期的品種の育成を実施。 ナンの主産県等との共同研究・委託研究を数多く実施。 ナンの高い品質を育成するため、同一条件において、少なくとも10年から20年間にわたって果実品質や生育特性を正確に把握。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>○優秀な研究員、研究環境、研究資金の確保</p> <p>・梨による研究実験場は、鳥取県園芸試験場、農業大学農学科が県内にある。</p> <p>・鳥取県園芸試験場では、育種技術の確立・生産技術の確立といつた適応技術の確立・アレン作り新時代を拓く新演出の特性解明による高品質実生安定生産技術の確立といつた。</p> <p>・鳥取大学農学科では、育種も有している。</p> <p>・鳥取大学農学科では、学部の特色として、梨の研究、遠伝資源、新品種の育成が掲げられるなど、研究の中心的生物となっている。</p> <p>・なお、県園芸試験場では、競争的資金による研究実施、受託研究実施など、年1～2千万円程度の確保実績がある。</p> <p>・県園芸試験場には、育種に関する施設・機器は十分に備っている。仮に同試験場に無い機器(DNA分析機器等)が必要な場合は、県の他の試験研究機関や大学、高等の機器を活用できる体制を整備しており、新規開拓大学では、アジアを中心としたアジア梨種子銀行が整備されており、新たな品種づくりの育成素材として活用が可能である。</p> <p>* 現在、育成者榜が残っている梨の品種は全国で36。内果樹研究所10、鳥取県5、鳥取大学4、他県17である。</p> <p>○研究機関・研究者等との迅速かつ効率的な連携確保</p> <p>・県内には4つの大学・短期大学、1つの高等工業専門学校があり、県の研究機関も10箇所(8機関)がある。</p> <p>・鳥取県と県内大学では、共同研究や連携は以前から行っているが、このたび、各機関の人的、知的、物的資源を相互に活用して、研究力の高めと地域産業の研究開発の支援強化を行うため「とっとりイノベーションファシリティネットワーク」が構築されている。</p> <p>* 鳥取大学は、県園芸試験場の活用を用いて研究を行っており、当試験場を中心として、各研究機関の間での迅速な連携が図られている。</p> <p>○政策実施の体制</p> <p>・県園芸試験場では、梨に開催する分野では農研機構と農家の給出に係る低コスト生産システムの開発や地球温暖化の園芸作物への影響評価など、競争的資金を活用した共同研究を行なわれている。</p> <p>・また、鳥取大学等の大学とも、気象変動に強く省力化が可能な結果管理技術の開発の研究が行われている。</p> <p>・これらにより、県園芸試験場を中心に、関係機関は既に共同研究の実績もあり、前述の「とっとりファシリティネットワーク」の活用など、生産官連携体制の構築は容易である。</p> <p>* 農業生産分野における低コスト生産や作業環境の改善を技術面から進めため、鳥取大学、米子工業高等専門学校、農業団体、県園芸試験場をはじめとする試験研究機関で構成する「とっとり農業イノベーション連絡協議会」も設置されている。</p> <p>○政策の反映を目的とした研究について、行政との連携は確保できるか</p> <p>・県園芸試験場は、県の一組織であり、地域のニーズに即した試験研究を実施しており、行政施策の連携性を確保している。</p> <p>・そのため、鳥取大学、農林漁業団体、県関係機関で組織する農林水産業生産技術会議 등을設けるとともに、業者である農業者との試験課題検討会の開催をするなど、行政施策と連動した研究を進める体制を整備している。</p> <p>・さらに、試験研究課題を多角的・客観的視点から選定し、効率的な実施、広範な普及が可能な技術の確立のため、県の附屬機関として外部研究機関による評価も実施している。</p>	<p>(優秀な研究人材・優れた研究環境の確保)</p> <p>「ナゾの育種研究」研究者は、クリの育種研究と一体的に、4名の研究者が実施し、全国の育種研究の先駆的役割を果たしている。4名の研究者は各人の有するスキルに欠かせない、交配、果実の品質調査、病理性検定、DNAマーク一選抜、遺伝解剖、ナン生産県と共同で系統源地を実施するため調整等を受け持ち、4名合わせて全体として、一連の育種プロセスが成り立っている。これらを2か所に分離した場合、2ヵ所ともナゾクリそれその育種研究が立ち行かない。</p> <p>・果樹研究所(つくば)でも500を超える多様なナシの遺伝資源を保有しており、ゲノム研究等(つくば)との緊密な連携が確保できなければ、DNAマークの開発や利用が遅延し、画期的品種の育成が困難。</p> <p>・鳥取県では、県園芸試験場で同じナシの管理が行われている中で、密接な連携が可能となる。ただし、あえて現在の国の研究勢力を分散して県と同じ場所で同じ育種を行なう必要性はなく、県との責任の業務分担を整理することが必要。</p>	<p>(产学官連携)</p> <p>佐光より、有里系統の試作試験(系統適応性検定試験)を鳥取県を含む全国多数の都道府県で実施しており、成果も全国で活用されている。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
C)施設について ・施設、用地は鳥取県試験場の一部を活用する。 ・県園芸試験場として使用している施設であることから、大きな造作をすること無く使用されることが可能である。 ・県園芸試験場が所有する機器の利用希望があれば、柔軟に対応する。 ・県園芸試験場には、育種に関する施設・機器は十分に備っている。販に同試験場に無い機器(DNA分析機器等)が必要な場合は、県の他の試験研究機関や大学・高専の機器を活用できる体制を整備している。	<p>(施設確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転後の搬入地として選ばれている鳥取県の園芸試験場において、現在、当研究所が使用している施設・機器等と同じ能力の施設・機材等を確保する必要。 ・DNA分析機器は日常的に使用するため、移転する場合は鳥取県園芸試験場内にこれらの機器の整備が必要。 ・圃場で採取した実験材料を送りやかに研究施設に持ち込むことが必要なため、圃場は鳥取県園芸試験場内又は同試験場の隣接地に確保することが必要。 	
条件整備 C)王場の管理について ・農研機構果樹研究所の研究員が研究に専念できるよう、試験王場の管理を地域(園芸試験場の職員、地元農家)で実施するなどの支援を提供 C)職員の生活環境、住環境の確保 ・県による一時的な沿線窓口の設置など、移住に伴って居住に問題が発生しないよう支援を行う。 (公財)ふるさと鳥取県定住機構によるマンション一戸建て等の賃貸物件の情報提供を行う。	<p>・第189回通常国会で農研機構等4法人の統合を内容とする「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」が成立したが、参議院及び衆議院において、「農業・食品・産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していくことに鑑み、今般の組織統合の効果をもたらすためにも、まちびらきなど・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。」との付帯決議が採択されている。</p>	
その他特記事項		

「更なる精査を要する提案」に該当しないものの考え方

今般の政府関係機関移転の取組みは、「東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とする。」ものであり、また、政府機関としての機能が確保されむしろ運用いかんでは向上も期待でき、また、組織・費用の肥大化を招かないことを前提に検討するものである。（平成27年3月3日付「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」）

このため、道府県からいただいた提案のうち、この趣旨に沿わない提案については、今回の検討対象とはせず、この趣旨を踏まえた提案について、更に精査を進めることとしたい。

具体的には、以下に該当する提案は、今後の精査を進めない。

- ① 東京圏外の機関（つくばの研究機関を含む）に係る移転の提案であり、移転による機能の向上・デメリット極小化が明らかに見込まれないもの
- ② 官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関や、中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関（中央省庁そのものの移転と一体の提案を除く）に係る提案、現在地から移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案、提案された機関の機能について現在当該機関が業務として行っていない提案
- ③ 連携する機関の集積や研究成果の蓄積がない等、その地域に移転することで、機能の確保・向上がほとんど見込めない提案
- ④ 移転・集約化などによらない全くの新設など組織費用の増大が顕著な提案（既に新設、拡充の方向が出されているものを除く）
- ⑤ 提案内容の具体性が乏しく、移転の効果等について具体的に判断できない提案

鳥取県×日本財団 共同プロジェクト協定の締結について

平成27年12月1日

とっとり元気戦略課

鳥取県と日本財団は、日本一のボランティア先進県を目指し、地域住民が元気に暮らし、誇りを持てる社会づくりのための共同プロジェクトを実施することで合意し、平成27年11月18日（水）に知事公邸において鳥取県×日本財団共同プロジェクト協定書を締結しました。

このプロジェクトでは、県民一人ひとりが参加する「地方創生のモデル」作りに向けて、今後5年間にわたり約30億円の規模により鳥取県と日本財団が連携して取り組んで行きます。

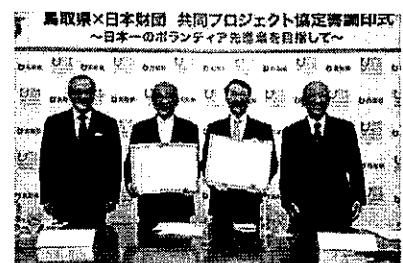
I 鳥取県×日本財団共同プロジェクトの概要

- 1 コンセプト 「日本一のボランティア先進県～最少の人数で最大の社会貢献～」
※日本財団は、「ボランティア先進県」を「県民一人ひとりが県の未来を考え動く社会」との意味で用いる
- 2 期間 5年間（協定書締結時より5年間）
- 3 事業規模 約30億円
- 4 具体的連携事業 3分野9プロジェクトで構成（※詳細は別記参照）
- 5 日本財団の支援パターン（例）

パターン1	日本財団	→	（車、資金など）	→	各活動団体（活動者）
パターン2	日本財団	→	鳥取県	→	各活動団体（活動者）
パターン3	日本財団	→	（人材派遣）	→	活動者（人材受入、研修受講等）

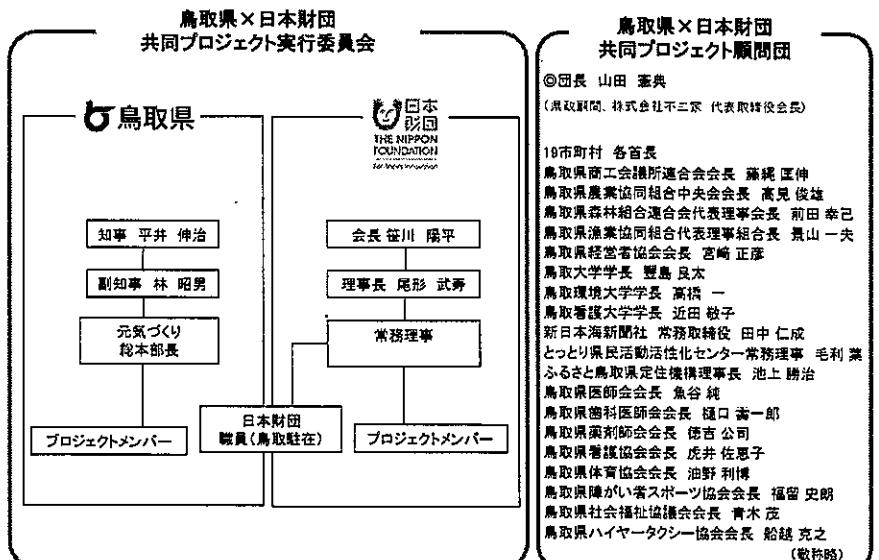
II 協定書調印式及び共同記者発表の概要

- 1 日時 平成27年11月18日（水）午後1時から1時45分まで
- 2 場所 知事公邸 第一応接室（鳥取市東町1-133）
- 3 出席者
<鳥取県> 知事 平井伸治
鳥取県政顧問（株）不二家代表取締役会長 山田憲典
<日本財団> 会長 笹川陽平
理事長 尾形武寿
日本財団常務理事 佐藤英夫
日本財団チームリーダー 木田悟史 ほか



III 共同プロジェクトの推進体制

- (1) 日本財団として初めての地方事務所となる日本財団鳥取駐在事務局を平成28年4月1日までに開設し、県と連携し、事業全体の進捗管理を実施する。
- (2) 顧問団を編成し市町村、民間各分野と情報を共有、県民総参加の取組を推進する。
- (3) 元気づくり推進本部の各推進チームとも連携し、部局横断的に施策を実施する。



【別記】 具体的連携事業内容（3分野9プロジェクトで構成）

（1）みんなが支え合う社会づくり

①中山間地域の生活支援～住み慣れた地域での生活を守る～

中山間地域の生活支援サービス構築のため移動販売車導入、小さな拠点の整備などを通じて、住み慣れた地域で生活できるモデルを全市町村で展開する。

②住民参加型の健康づくり～健康寿命 日本一～

B&G財団や笛川スポーツ財団など日本財団関係団体が有するノウハウやプログラム等を活用し、健康マイレージなど県の取組と連動させながら、健康寿命を伸ばす取組を進める。

③難病の子供と家族の地域生活支援～福祉、医療、教育の連携～

難病等医療ケアが必要な子どもと家族が地域で不安なく生活できるよう、医療、福祉、教育のそれぞれの分野が連携した在宅支援体制の構築を進める。

（2）みんなが活躍できる社会づくり

④競技場のバリアフリー化～障がい者スポーツの拠点になる～

コカコーラウェストスポーツパーク（布勢総合運動公園）のバリアフリー化を進め、健常者や障がい者が積極的にスポーツに取り組む拠点づくりを進める。

⑤タクシーのユニバーサルデザイン化～地域交通のモデルをつくる～

ユニバーサルタクシーの導入を通じて、高齢者や障がい者など誰もが移動しやすい、人に優しいまちづくりを進める。

⑥働く障がい者を増やす～工賃3倍から産業の担い手づくり～

福祉就労である障がい者の作業所の施設整備、収益性向上等の取組を通じ、作業所工賃の向上を進めるとともに、障がい者の一般就労支援による社会参画を進める。

（3）プロジェクトの推進

⑦鳥取人材育成プログラム～将来の担い手・リーダーを育てる～

日本財団のノウハウを活かした国内外の先進事例の視察、研修、交流など、研修プログラムを通じ、地域の将来を担う若手リーダーの育成を進める。

⑧鳥取助成プログラム～優れた活動の次のステージを応援～

共同プロジェクトの理念である「ボランティア」に対する県民機運の醸成を進めるとともに、地域活動をリードする担い手の新たなチャレンジを支援する。

⑨情報発信～県の魅力の再発見・価値の創造～

日本財団の持つ人的ネットワークやメディアを通じて県の魅力や共同プロジェクトの取組を全国に発信する。

第62回・第63回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会11月臨時会の開催結果について

平成27年12月1日
広域連携課

平成27年10月29日(木)に大阪市内(大阪府立国際会議場)で開催された「第62回関西広域連合委員会」、平成27年11月19日(木)に大阪市内(ホテルニューオータニ大阪)で開催された「第63回関西広域連合委員会」及び「関西広域連合議会11月臨時会」の開催結果は、次のとおりです。

第62回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成27年10月29日(木)午後4時10分から5時まで
2 出 席 者 井戸連合長(兵庫県)、平井委員(鳥取県)、西嶋副委員(滋賀県)、植田副委員(大阪府)、中條副委員(堺市)、鳥居副委員(神戸市)、梅原政策企画部副部長(京都府)、官崎知事室長(和歌山県)、七條政策創造部長(徳島県)、辻総合政策室長(京都市)、岸本総務局行政部長(大阪市)
※)奈良県の奥田副知事も出席

3 概 要

(1) 協議事項

- ①今冬の電力需給対策について
・関西電力(株)香川副社長が今冬の電力需給の見通しと対策について説明するとともに、関西広域連合としての今冬の電力需給対策として、住民の健康に影響のない範囲での節電を呼びかけることとした。
②平成28年度国の予算編成等に対する提案について <資料1>
・関西広域連合が春と秋の年2回実施している「国の予算編成等に対する提案」について、事務局案が協議された。
<主な項目>
・原子力発電所の安全確保
・TPP協定大筋合意に伴う必要な対策の実施
・ドクターへリ関係予算の確保
・危険ドラッグ対策の充実強化

第63回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成27年11月19日(木)午前11時10分から正午まで
2 出 席 者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、飯泉委員(徳島県)、植田副委員(大阪府)、塚本副委員(京都市)、田村副委員(堺市)、小倉元気づくり総本部長(鳥取県)、上田総務局長(大阪市)、大谷企画調整局長(神戸市)
※)奈良県の奥田副知事も出席。

3 概 要

(1) 協議事項

- ①関西健康・医療創生会議の取組みについて <資料2>
・平成27年7月23日に設立した関西健康・医療創生会議について、これまでの取組状況を井村議長(京都大学名誉教授・関西広域連合顧問)から報告するとともに、各委員と意見交換を行った。
・今後は、5つの分科会を中心に活動を行っていくとともに、各分科会の運営は構成府県市が分担してサポートすること等を確認した。

<関西健康・医療創生会議>

本格的な少子高齢、人口減少社会が到来するなか、関西がもつ科学技術、文化、ものづくりの高いポテンシャルを生かして、健康長寿を達成するための新たな産業の創造、また、安心かつ健康に生活できる持続可能性のあるまちづくりを検討するために、関西における新たな産学官連携のプラットフォームとして設立されたもの。

○設立年月日 平成27年7月23日

○会員(設立時) 産業界: 関西経済連合会、大阪・京都・神戸商工会議所、関西経済同友会

大学・研究機関: 域内の医学部を中心とした15大学・3研究機関

行政: 関西広域連合及びその構成府県市

(2) 報告事項

①ジオパークのユネスコ正式プログラム化について

- ・平成27年11月17日(火)のユネスコ総会において、世界ジオパークが世界遺産と同等の位置付けとなる、ユネスコの正式プログラムに決定されたことについて報告された。
- ・正式プログラム化を受け、今後、日本で世界ジオパークに認定されている8地域が一堂に会し、日本のジオパークをアピールする取組の実施を検討することとした。

関西広域連合議会 11月臨時会

1 日 時 平成27年11月19日(木)午後1時から6時まで

2 出 席 者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、飯泉委員(徳島県)、橋下委員(大阪市)、竹山委員(堺市)、久元委員(神戸市)、植田副委員(大阪府)、林副委員(鳥取県)塙本副委員(京都市)

3 概 要

(1) 議 案

次の議案が、原案のとおり可決された。

【広域連合長提出議案】

- ・「平成26年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」
- ・「平成27年度関西広域連合一般会計補正予算(第2号)の件」
(奈良県の加入に伴う奈良県からの負担金収入や、派遣職員の人物費(奈良県から2名派遣)の増など。)
- ・「関西広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」
(住民が関西広域連合に対し、行政指導の中止や法令に違反する事実の是正のための処分等を求める手続の新設。)
- ・「関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」
(いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、関西広域連合が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等を実施するための必要な措置を講じるもの。)
- ・「関西広域連合広域計画の一部を変更する件」
(奈良県の加入に伴い、人口、面積等の修正を行うもの。)

(2) 一般質問

本県選出の前田八壽彦議員より、微少粒状物質PM2.5に対する対応について質問がなされ、三日月委員(滋賀県)から次のとおり答弁があった。

- ・関西広域連合が国に対して平成25年2月22日付けで行った4項目の申し入れに対しては、平成25年3月1日に国から、PM2.5に係る注意喚起のための暫定的な指針とPM2.5濃度に応じた対応措置などが示されたほか、今後の課題として、中国等と連携した取組を通じ、東アジア地域における大気環境の現状把握や大気汚染防止対策をより積極的に推進していくことが重要との考えが示された。
- ・PM2.5に係る住民への注意喚起は、地形や気象特性、人口分布、地域におけるPM2.5濃度などの地域特性を踏まえて、各府県においてきめ細かく行うことが望ましい。

平成 28 年度国の予算編成等に対する提案について(概要)

表書き

- ・関西創生のためには、政治、行政、経済各方面から、国土の双眼構造への転換が不可欠であるとともに、「人」に焦点をあて、都市と多自然地域など、国内外を問わず「人」の循環を起こすことを提案する。

I 地方分権改革の推進

国からの事務・権限移譲の推進

- ・地方分権改革に関する「提案募集」について、関西広域連合から提案を行った 25 項目について、財源確保等の所要の措置を含め、真摯に対応し、その実現を図ることを求める。
- ・提案募集方式の見直しとして、①地方からの提案の検討にあたっては、真の分権型社会を実現するため、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること、②提案の対象が地方自治体の事務処理に係るものに限定されているが、地方創生などに資するアイデアの実現に向けた提案などについても幅広く対象にすることを求める。

安定的な分権型地方税財政制度の構築

- ・「企業版ふるさと納税」制度の導入が検討されているが、地方法人課税においては、法人が事業活動を行うにあたって受ける地方団体の各種行政サービスの経費分担という性格、地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有すること、法人が行う地方団体への寄附は事業所の所在地とは基本的には関係なく、当該法人の本社で一括して行うことが多いことから、寄附に伴う税額控除等は地方税ではなく国税で対応することを求める。

II 地方創生の推進

東京一極集中からの脱却

- ・関西広域連合から内閣官房まち・ひと・しごと創生本部へ提出した「政府関係機関の関西への移転に関する要望」の内容を踏まえ、積極的な地方への移転及び移転に関する地方負担の軽減を求める。
- ・政府機関の移転について、地方創生の観点を中心に地方の側の立場に立った視点による評価・検討を求める。

地域の施策を支援する仕組みづくり

- ・地方創生の進化のための新型交付金について、国費ベースで 0.1 兆円が計上されているが、地方創生を本格的に推進するためには、継続的な制度とともに、今後予算額の充実を図ることを求める。

VII 社会基盤の構築

北陸新幹線の整備促進

- ・北陸新幹線の整備について、一日も早い大阪までのフル規格での整備を求める。

リニア中央新幹線の全線同時開業

- ・本年8月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても「国家的見地に立ったプロジェクト」、「リニア中央新幹線の開業により東京・大阪間は約1時間で結ばれる」と明記されているリニア中央新幹線の整備について、東京・大阪間の全線同時開業を求める。

VIII 南海トラフの巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応

地震・津波・風水害等大規模災害に備えたインフラ等整備

- ・地震・津波や風水害など多様化する大規模災害リスクに対応するため、住民の生命・財産を守るための防災・減災対策に資するインフラ等整備予算の総枠確保を求める。
- ・水道施設の耐震化については、国においても耐震化の推進に対する支援の充実・強化に努めることを求める。また、地方の生活をより安全で魅力的なものとともに、事業の運営基盤の強化を図るため、重要な社会インフラである水道事業の広域化は不可欠であることから、水道事業の広域化に対する財政支援を充実し、これを推進することを求める。

IX 原子力発電所の安全確保について

原子力発電所の安全確保

- ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、再稼働に係る手続きや理解と協力を得る自治体の範囲及び判断基準、国及び自治体の再稼働に係る権限等を法定化することを求める。
- ・安全協定については、その内容が自治体・事業者によって異なっているため、事業者の自主的な取組に任せることなく、法で位置づけ、内容、対象自治体の範囲等を明確化することを求める。

X エネルギー政策・地球温暖化対策の推進

エネルギー政策の推進

- ・災害に強い強靭な国土構造を構築するため、主要都市を連絡する全国天然ガスパイプライン幹線計画を策定し、整備を促進する制度を創設することを求める。また、そのリーディングプロジェクトとして、舞鶴港等の日本海港湾へのLNG受入基地の整備、日本海側と太平洋側の都市圏を結ぶ南北横断パイプラインの整備等の推進を求める。
- ・エネルギーの「地産地消」による「地方創生」の観点から、太陽光はもとより、小水力や風力、バイオマスなど、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を促進する固定価格買取制度の適切な見直しを求める。
- ・再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、技術開発による高効率化や低コスト化、系統運用の広域化などを早期に実現することにより、長期エネルギー需給見通しで示された再生可能エネルギーの導入量を、いち早く高い導入目標へと引き上げることを求める。

X I 広域観光・文化振興の推進等

外国からの誘客促進

- ・関西広域連合等が連名で提案した広域観光周遊ルート形成計画（平成27～31年度）「美の伝説」の認定を受けたが、事業の縮小が懸念されることから、事業の充実等を求める。

東京オリンピック・パラリンピック等に向けた文化振興施策の充実

- ・関西における文化プログラム推進のため、文化庁に設置予定のプロデューサー等について、東京だけではなく関西にも設置することを求める。

X II 攻めの農林水産業の確立

TPP協定大筋合意に伴う必要な対策の実施

- ・TPP協定の大筋合意に伴い、農林水産分野への影響が想定されるため、国の責任においてその影響を調査・分析し、支援策など適切な対応を求める。

地産地消の推進

- ・学校給食などへ地元農畜水産物を利用拡大する取組がTPPのISD条項に抵触することのないようTPP協定をすすめることを提案する。

企業等多様な担い手の農業参入の推進

- ・今国会で企業の参入をより促進するため農業生産法人要件が緩和されたところであるが、今後とも、今回の規制緩和の効果を見据えつつ、より企業等多様な担い手が参入しやすい環境の整備に努めることを求める。

X III 医療提供体制の確保・充実

地域医療体制の確保

- ・医療提供体制推進事業費のうち、ドクターヘリ事業以外については、さらに厳しい交付率の状況となっていることから、連合としても財源を確保するよう提案する。

ドクターヘリ関係予算の確保

- ・ドクターヘリの運航経費について、来年度以降も所要の財源を確保するよう提案する。

XVIII 危険ドラッグ対策の充実強化

- ・国、都道府県等の対策により、危険ドラッグの販売店舗は壊滅することができたものの、インターネットによる販売等を壊滅するには至っていない。また、シバガスなどの新たな形態の薬物が出現しており、常に乱用の広がりが懸念される状況にあることから、引き続き危険ドラッグ対策の充実強化を求める。

関西健康・医療創生会議の取組みについて

H27年11月19日
関西健康・医療創生会議

I 関西健康・医療創生会議の概要

1 設立趣旨

本格的な少子高齢、人口減少社会が到来するなか、関西がもつ科学技術、文化、ものづくりの高いポテンシャルを生かして、健康長寿を達成するための新たな産業の創造、また、安心かつ健康に生活できる持続可能性のあるまちづくりを検討するために、関西における新たな産学官連携のプラットフォームとなる関西健康・医療創生会議を設立

2 会員（設立時）

産業界：関西経済連合会、大阪・京都・神戸商工会議所、関西経済同友会

大学・研究機関：域内の医学部を中心とした15大学・3研究機関

行政：関西広域連合及びその構成府県市

3 設立日 平成27年7月23日設立

II 関西健康・医療創生会議の事業展開

1 経緯

- (1) 関係大学等、経済団体、広域連合構成府県市に取り組むべき事業を意見照会し、事業の方向性を整理（7月23日 創生会議設立会合）
- (2) 優先課題を定め、課題ごとに分科会を設置（8月25日 常任幹事会）
- (3) 分科会ごとに会長を定め、リーダー間で意見調整（10月27日 分科会リーダー会議）

2 分科会の活動

別紙資料1「分科会活動について」参照

分科会⑤（人材育成）については、事業内容を今後調整

3 今後の展開方向・案

- (1) 分科会を中心に活動（各分科会の事務運営については、構成府県市が分担してサポート）
 - 分科会ごとに事業実施内容を作成、セミナー・研究会を実施し普及啓発
 - 分科会における役割
 - ・行政：国等への制度提案、関西広域全体または特定地域での社会実験の場の提供等
 - ・産業界：共同研究への参加・資金提供、新産業の振興に向けた組織の設置等
 - 分科会の活動実績等については、毎年度、分科会会长から常任幹事会や広域連合へ報告
- (2) 設立記念シンポジウムを開催（12月22日）（別紙資料2「設立記念シンポジウム」参照）
 - 分科会への参画を呼びかけ
 - 工学系アカデミア、企業、自治体（市町村含む）の参画を期待
- (3) 共同研究等の外部資金の受け皿、大規模イベントの実施主体となる組織の設置検討

分科会活動について

(別紙資料1)

分科会① 医療情報

分科会会长	吉原博幸 京都大学名誉教授、宮崎大学理事（医学部附属病院長）
副会長	松村泰志 大阪大学医学系研究科教授
アドバイザ ー候補	千原國宏・奈良先端科学技術大学院大学名誉教授、鈴木正朝・新潟大学法学部教授、黒田知宏・京都大学医学部附属病院教授、清水央子・東京大学薬学系研究科特任講師、坂田恒昭・大阪大学基礎工学研究科特任教授
趣 旨	大規模な健康・診療データを共同でクラウド化して集約し、診療や予防医療の研究、創薬・健康等のビジネスに役立てる仕組みを構築
実施内容案	<ul style="list-style-type: none"> ○国プロジェクト（千年カルテプロジェクト）を関西地域で先導的に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・関西の大学病院等の参加を得て、EHR データ（健康電子記録）を共同利用センターに集約化（検査・投薬データの共有を含む） ○匿名化データの大学・企業の研究・ビジネスへの利用
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテ等の医療情報が広域で集約されるため、機関相互の利用、さらに二次利用が促される。 ・ウェラブルセンサ情報を含む健康情報の収集とその医療情報への連結により、健康長寿への反映や健康ビジネスへの活用が期待される
産業分野での効果	<ul style="list-style-type: none"> ・医療記録、データベース整備などのシステム開発、人工知能・匿名化技術の開発 ・データの2次利用による製薬開発、ヘルスケアビジネス等の促進
行政分野での効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の先制医療による健康長寿化（地域医療費、介護費の抑制等）
行政への期待	<ul style="list-style-type: none"> ・データ利活用に伴う個人情報保護など法制度との調整、国等への制度提案 ・国家戦略特区を活用した規制緩和等によるビジネス環境の整備

分科会② 遠隔医療

分科会会长	真鍋俊明 京都大学名誉教授、滋賀県立成人病センター総長
副会長	峰松一夫 国立循環器病研究センター副院長
アドバイザ ー候補	梶 龍兒 徳島大学教授（ヘルスバイオサイエンス部） 中西憲司・兵庫医科大学長、村田晋一・和歌山県立医大教授（人体病理学）、伊藤智雄・神戸大学医学研究科教授、佐々木毅・東京大学医学部附属病院センター長、永田 啓・滋賀医科大学教授
趣 旨	病理診断の省力化、迅速化、情報の共有化を図るために、①ICTを活用した医療機関ネットワークの形成と正確な診断、②病理診断の確立とデータベースの構築
実施内容案	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県が整備した全県遠隔病理診断ネットワークシステムを広域的に展開 ○国立循環器病センターが開発した脳血管障害の早期遠隔診療システムを広域的に展開 <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔病理診断、不整脈チェックによる遠隔指導など包括的医療連携 ・医療関係者、企業研究者など人的ネットワークと医療機器、運用ソフトなど物理的ネットワークの形成
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の喫緊の課題である地域間の医療格差の是正（例：病理医の偏在） ・ICT等を活用した遠隔診断技術の導入による診断の迅速化
産業分野での効果	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔診断システムの開発（ICT、画像診断機器、デジタル病理サンプルデータベースの構築 ・分科会①の医療情報システムとの連携
行政分野での効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間の医療格差の是正（病理医の偏在の是正、遠隔診断による診断の迅速化）
行政への期待	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔病理診断システムの広域展開（病院間ネットワーク形成、人材の共同育成） ・早期遠隔治療システムの地域および広域での導入

分科会③ 少子高齢社会のまちづくり

分科会会长 副会長 アドバイザー候補	細井裕司 奈良県立医科大学理事長・学長 嘉名光市 大阪市立大学工学研究科准教授 辻 哲夫・東京大学特任教授、梅田智広・奈良県立医大教授
趣 旨	医学の知識をまちづくりに活かす「MBT(医学を基礎とするまちづくり)」を推進し、少子高齢社会を解決するモデルを構築
実施内容案	○奈良県立医大が橿原市で展開するまちづくりのノウハウを広域的に展開 ・高齢者が住みやすい都市の計画づくり ・ロボットやICT等を活用した住空間の整備、新製品・新事業の検討 ○「奈良県立医大モデル」の大都市への適用検討 ○他地域での健康まちづくりの推進
期待される効果	医学の知識が都市づくりや新製品・新事業づくりに十分反映される
産業分野での効果	・快適な都市空間実現に向けた新ビジネスの創出(健康ビジネス等) ・医学的知識や医学的サポートによる新製品・新事業の開発
行政分野での効果	自治体に応じたモデルを使った少子高齢社会のまちづくり
行政への期待	奈良県立医大モデルの他都市への展開(社会実験の場の提供)

分科会④ 認知症への対策

分科会会长 副会長 アドバイザー候補	前田 潔 神戸大学名誉教授、神戸学院大学教授 田中稔久 大阪大学医学系研究科准教授 松下正明・東京大学名誉教授、中島健二・鳥取大学医学部教授、篠崎和弘・和歌山県立医科大学教授、成木 迅・京都府立医科大学准教授、古和久朋・神戸大学医学部附属病院准教授、福山秀直・京都大学特任教授、猪原匡史・国立循環器病研究センター医長、渡辺恭良・理研ライザンス基盤研究センター長、今西正男・神戸市理事
趣 旨	・国の新オレンジプランに則り、全国に先行し関西での広域的な統一的な診断・治療基準を確立し、公的負担の軽減を実現 ・認知症発症・進行を抑制するため、薬剤、ヘルスケアデバイス・ロボット等を積極的導入
実施内容案	・軽度認知機能障害(MCI)の診断基準の統一・確立 ・認知症の進行を抑える早期介入、生活支援のための仕組みづくり
期待される効果	・軽度認知機能障害(MCI)の統一的な診断基準や治療方針の確立による早期診断・早期対応、重症化の抑制 ・高齢化に伴い今後激増が予測される高齢者認知症の発症抑制、発症期間の短縮
産業分野での効果	・創薬、画像診断技術、ロボット工学、人工知能技術の開発 ・認知症を予防するための新たなヘルスケア産業の振興
行政分野での効果	・認知症発症を遅らせ、軽症化できることによる介護、生活支援の軽減
行政への期待	・自治体保有データの活用、社会実験の場の提供 ・地域住民への知識の普及活動

分科会⑤ 人材育成

分科会会长 副会長	澤 芳樹 大阪大学医学系研究科長・医学部長 上本伸二 京都大学医学研究科長・医学部長
趣 旨	・未来の医療～精密医療～を担う人材の育成 ・地域医療・産業を支える人材の育成
実施内容案	連合大学院等の可能性検討等

中国地方知事会議等の開催結果について

平成27年12月1日
広域連携課

平成27年11月6日（金）に鳥取市で開催された平成27年度中国地方知事会第2回知事会議等の結果概要は、次のとおりです。

1 平成27年度中国地方知事会第2回知事会議

- (1) 開催日 平成27年11月6日（金） 午後0時30分から3時10分まで
(2) 開催場所 ホテルニューオータニ鳥取「鶴の間（東）」
(3) 出席者 平井鳥取県知事、溝口島根県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事
村岡山口県知事

(4) 主な内容

①共同アピール（意見交換）

- 以下の7項目について、共同アピールを採択した。【資料1】
・「人口減少克服・地方創生」に向けて
・環太平洋連携協定（TPP）大筋合意に伴う国内農林水産業への対応について
・結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて
・地方税財源の充実について
・地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について
・防災・減災対策等の推進について
・地域医療の確保について
○共同アピール「防災・減災対策等の推進について」において、現在全国的な広がりを見せている建設工事の基礎ぐいの施工データ流用問題について、国民の安全を脅かす重大な問題であることから、国において再発防止のための総合的な対策を早急に構築することをアピール文に加筆して国に要望していくこととした。

< TPP大筋合意に伴う要望活動 >

- 日 時 平成27年11月17日（火） 午後3時30分から3時40分まで
要望者 平井知事、溝口島根県知事（中国地方知事会長）
対応者 森山農林水産大臣
主な発言 方針が決まれば、全国で説明会を開き、 국민に理解を求めていきたい。知事会からの要請にしっかりと対応していくこと。

②広域連携の取組

- 広域連携各部会等の担当県から平成27年度の取組状況について説明を行った。
　　広域防災部会・中山間地域振興部会（島根県）、海外観光客誘致部会（鳥取県）、スギ花粉症対策部会（岡山県）、地域医療確保対策部会・公衆衛生活動チーム部会・農業（技術）大学校等広域連携部会（広島県）、地域産業振興部会（山口県）、広域防疫体制連携ワーキンググループ（鳥取県）
○海外観光客誘致部会において、当部会と中国地域観光推進協議会インバウンド推進委員会を発展的統合して官民一体となった新組織を立ち上げ、山陰と瀬戸内の連携を強化し、共同で観光プロモーションに取り組んだり、広域観光周遊ルートを提案するなど、外国人観光客誘致に向けた取組を進めていくことについて合意した。
○公設試験研究機関における他県企業に対する機器使用の割増料金について、平成28年度より自県企業と同一料金を適用していくことについて合意した。
○有害鳥獣対策について、県境付近での追込み駆除など、5県が連携する取組について検討していくこととなった。

③「中国地方 5 県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定」締結式

鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、中国地方 5 県で連携・協力し、情報の共有や連絡体制の確保、防疫資材の相互調達、家畜防疫員等の派遣などを行うことによって、迅速かつ適切に防疫措置を実施することを目的に「中国地方 5 県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定」【資料 2】を締結した。

2 平成 27 年度第 2 回中国地域発展推進会議

(1) 開催日 平成 27 年 11 月 6 日（金）午後 3 時 20 分から 4 時 45 分まで

(2) 開催場所 ホテルニューオータニ鳥取「鶴の間（西）」

(3) 出席者 中国地方 5 県知事、中国経済連合会会長、
中国地方 5 県商工会議所連合会等の代表者

（4）主な内容

①女性の活躍促進について

○地域経済と社会の充実を支えるためには女性の力が不可欠という認識のもと、女性がきつ
ちりとした役割の中で働く風土づくりや環境整備を行政と連携して取り組んでいくこ
とが必要といった意見があった。

②インバウンド観光の推進について

○中国地方における新たな海外観光客誘致体制及び実施事業の案について意見交換をした。

○山陰と山陽を結ぶ縦のラインを強化することに賛成した。また、地域間のネットワーク、
連携を進めていくことが重要である旨の発言があった。

○集客して広域を回ってもらう流れをどう作るか、戦略を定めて、中四国一体となって展開
していくことが重要である。また、観光分野は投資に値する分野であり、今後も力を入れ
て取り組んでいきたい旨の発言があった。

「人口減少克服・地方創生」に向けて

我が国は本格的な人口減少社会に突入し、今後は加速度的に人口が減少することが見込まれる一方で、東京都の転入超過数は3年連続で増加するなど、東京一極集中はさらに加速しているのが現状である。

こうした中、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。

「人口減少克服・地方創生」に向けて、地方自ら、地域が直面している課題を考え、従来の施策に加え創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地方づくりを進めると同時に、国においては、東京一極集中を是正するための強力な政策の推進、とりわけ地方への新しい人の流れを作り出す、あらゆる機能の地方移転を進めるべきである。

中国地方知事会は、国家的課題である「人口減少克服・地方創生」の推進のため、国と一丸となって取組を進める決意であり、国においても、地方の実情に応じた人口減少克服・地方創生の取組を推進するよう、次の事項について強く求める。

1 地方への分散のために

(1) 「地方」への移住・定住

地方居住の魅力をPRする継続的なキャンペーンやマスメディアを活用し、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住者の住まいや就職等に対する支援、移住相談窓口の充実など、地方が取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

(2) 企業の地方分散

東京一極集中を是正し、全国各地で多様で活力ある地域を創出するため、国は、企業の本社機能の東京圏から地方への移転を、数値目標を設定して促進すること。

また、企業が地方に移転するまでのインセンティブがより高まるよう、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目するなど、地方拠点強化税制の拡充や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、税負担の軽減を拡充すること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、「各省庁の政府関係機関の少なくとも2割を移転」とするなど、政府関係機関の地方移転を促進するため数値目標を設定し、自ら率先して、確実に移転を実現すること。

その際、決定過程の透明性の確保に努めるとともに、結果についての説明責任を果たすこと。

また、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行うこと。

併せて、東京一極集中是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転は今回限りの一過性のものではなく、今後も国家戦略として、政府関係機関の移転募集を継続すること。

(4) 大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の新設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

(5) 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の検討

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想については、受け入れ側となる地方において、財政負担の増加、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の確保、医療・介護人材の確保・育成等への懸念が示されており、また、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直し、サービス付き高齢者向け住宅の地域の特性に応じた要件の緩和など、制度改革に向けた提案も行われていることから、これらの意見・提案を十分に踏まえ、都市部の高齢者が移住しやすい環境づくりも含め、地方の実情に十分即した形で検討し、円滑な実現を図ること。

2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

若者がそれぞれのライフプランを描き、希望するものがその希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、結婚・妊娠・出産・育児・教育の切れ目ない支援、制度づくりを進めるとともに、国を挙げた結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開などにより社会全体で応援する機運づくりを推進すること。

3 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

(1) 地域産業の競争力強化

地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、中山間地域ならではの「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。

(2) 観光関連産業の振興

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫(CIQ)などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線LANの整備、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備に取り組むこと。

(3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、新規就業者の確保・定着、経営感覚に優れた経営体の育成、6次産業化、輸出拡大への支援等、農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

(4) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、地方創生関連予算として措置

されているところであるが、こうした取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律な基準で県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけではなく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏構想、小さな拠点の形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

また、分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「連携中枢都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。

4 人口減少克服・地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、それに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成26年度補正予算において1,700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合的な取組を継続的に実施

する必要があることから、平成28年度以降における地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地方が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、適切な目標管理の下、創意工夫しながら、柔軟に活用できる継続的な制度とともに、その規模について、今年度の国補正予算での検討も含め、思い切った拡大を図ること。

加えて、制度の創設に当たっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度から確実に措置するとともに、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

5 地方自らが創意工夫を發揮するために

(1) 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るために基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案のあつた事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

また、昨年度の検討の結果、「平成27年中に検討を行う」などとされている提案については、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、提案が実現するようスピード感を持って取り組むこと。

さらに、ハローワークについては、国と地方による一体的実施や特区制度の成果・課題を速やかに検証し、地方への移管を早期に実現すること。

なお、「国家戦略特区」・「地方創生特区」について、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

(2) 地方創生を支える基盤の整備

高速道路のミッシングリンクや暫定2車線区間の解消等をはじめとした地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成や、港湾機能の強化や空路の充実、鉄道の高速化など人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成27年11月6日

中國地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）大筋合意に伴う 国内農林水産業への対応について

去る10月5日、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉が閣僚会合で大筋合意に達した。環太平洋連携協定（ＴＰＰ）は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築するものであり、発効すれば経済活動の自由度が高まるとして、経済界などから生産拡大や海外展開など様々な効果が期待されている。

一方で、現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰など、非常に厳しい状況にある。

このたびの環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の大筋合意により、米や畜産分野をはじめとする農産物重要品目について、関税率の削減や国別輸入枠の新設など、国内農林水産業への甚大な影響が懸念され、一方で環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の活用促進により新たな市場開拓が期待されることから、次の事項について強く要請する。

- 1 大筋合意となった環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉について、農林水産業関係者の不安感はかつてないほど高まっている。環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉の具体的な合意内容はもとより、国内農林水産業への影響を早急に検証し、国民に対して丁寧に説明すること。
- 2 地方や農林水産業関係者等の声を踏まえながら、国内農林水産業に影響が生じないよう、必要な対策を講じること。特に、「牛肉」や「豚肉」はもとより、「米」、「麦」、「乳製品」など経営への甚大な影響が懸念される農業分野については、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉を主導した国の責務において、畜産農家の経営体质強化、酪農生産基盤の強化、水田農家や集落営農法人等の収益力向上などの国内農業の競争力強化対策を速やかに講じるとともに、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティネットの充実・強化を図ること。併せて、農畜産物・加工品の輸出拡大に向けた支援策の充実を図ること。

平成27年11月6日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善 兵 衛
岡山県知事	伊 原 木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翁 政

結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて

我が国の少子化の進行は、個人・地域・企業・国家に至るまで、多大な影響を及ぼすものであり、社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的状況にある。少子化への対応は、遅くなればなるほど将来への影響がより大きくなるものであり、長期的展望に立って直ちに集中的に取り組む必要がある。

こうした中、国では、今年3月に総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針となる「少子化社会対策大綱」を策定し、従来の子育て支援に結婚支援を加え、これまで以上に少子化対策の充実を図ることとしたところである。

大綱では、若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境整備や、3人以上の子どもがいる「多子世帯」への経済的負担軽減など5つの重点課題を設定し、今後5年間での集中取組期間が始まったところであるが、少子化対策・子育て支援を効果的に進める上では、国と地方は車の両輪として、それぞれの担うべき役割と責任を分担し、協力して、地域の実情に応じた政策を強力に進めていく必要がある。

については、国と地方とともに少子化に対する危機感を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進していくため、次の項目を強く要望する。

1 社会全体の機運の醸成

国を挙げた結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開を通じ、若年層の関心を高めるとともに、若者の結婚、妊娠・出産を社会全体で応援する機運づくりを推進すること。

2 妊娠や出産に関する正しい知識・情報の普及啓発

若者が、若いうちから自らのライフプランを考え、将来子どもを持つことを希望する者がその希望をかなえることができるよう、国において、にんようせい（妊娠のしやすさ）と年齢の関係をはじめ、妊娠や出産に関する正しい知識について積極的な普及啓発を行うこと。

3 子育て家庭等の経済的負担の軽減

子どもは国の未来を担う存在であり、社会全体で子どもを育てるという

認識に立ち、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費等の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

特に、多子世帯や若い世帯における経済的負担の軽減を図るため、保育所・幼稚園等の保育料について、第3子以降の完全無料化等、思い切った対策を講じること。

また、子育て支援に係る医療費助成等の地方単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については速やかに廃止すること。

4 地方の実情に応じた補助制度の充実

地方が、地域の実情に応じた少子化対策を確実に進められるよう地域少子化対策強化交付金を当初予算で計上して恒久化するとともに、より地方の創意工夫が生かせるよう、運用の弾力化を図り、自由度の高い交付金とすること。

5 不妊治療への支援の拡充

子どもを持つことを希望する者が安心して不妊治療を受けることができるよう、不妊治療に係る医療保険適用範囲の拡大や男性不妊治療を含めた国庫補助の拡充を図ること。

6 子ども・子育て支援新制度による保育サービスの充実及び財源の確保

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園の増加や幼稚園の新制度移行も含め、サービスの量的拡充と質の改善が同時に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、保育士の待遇改善などにより保育士等の継続的、安定的な確保につながる適切な措置を講じること。

7 社会的養護の充実

社会的養護の養育と支援の向上を図るため、施設の小規模化や職員配置の充実、待遇改善、自立支援策の拡充に向けて、必要な財源を確保すること。

特に、自立援助ホームにおいて、きめ細かな就労支援や生活支援を行うため、実態に即した職員配置及び措置費の拡充を図ること。

8 女性の活躍促進、仕事と育児の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育てに関する制度を利用しやすい職場風土の醸成、ライフスタイルに応じて、在宅勤務や短時間勤務制度など、時間や場所にとらわれない多様な働き方が選択できる職場環境の整備、男性の家事・育児分担に対する意識改革、女性の就業継続や再就職の支援、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と子育てを両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。

また、地方が女性の活躍の推進に向けて、地域の実情に応じた施策を開拓できるよう、地域女性活躍推進交付金の拡充など継続的な財政支援を講じること。

平成27年9月4日に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の実効性を確保するための必要な支援を講ずるとともに、税制面などのインセンティブにより、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に取り組む企業の支援の充実や、三世代同居や近居等による子育てや孫育てに係る支援を充実させること。

平成27年11月6日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 嗣 政

地方税財源の充実について

平成27年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円減の16.8兆円となつた一方で、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで1.2兆円増の61.5兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、その発行抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、地方の歳出の大半は、法令等に義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障経費の増嵩分については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

こうした中、今年6月に閣議決定された「骨太方針」においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の2020年度（平成32年度）黒字化の実現に向けて、地方行財政改革が歳出改革の重点分野とされ、別枠加算や歳出特別枠といった歳入・歳出面の特別措置について、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替を進めていくこととされている。こうした国の目標を理由に地方交付税総額を圧縮することは、地方創生という新たな政策課題に取り組もうとしている地方の財源保障機能を弱めるものであり、地方創生の流れを阻害する。

社会保障と税の一体改革については、概ね予定されていた制度改革等はなされたところであるが、消費税率の10%への引上げが延期される中で、社会保障関係費に対する財源確保が懸念される。

こうした状況の下で、地方においては、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

については、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、

その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

なお、「骨太方針」において、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映することなどにより、地方の歳出効率化を推進するとされているが、過疎地域・離島等の条件不利地域を抱える自治体では構造的に行政コストが高く、一律のコスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

(2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。平成27年度地方財政計画では地方交付税の法定率の見直しを一步進められたが、抜本的な見直しには至っていないことから、引き続き、法定率の引き上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置とした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 近年の地方財政計画における地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減などで吸収し、また、歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定にあたっては、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

また、地方交付税の別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

(4) 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画で新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、それに係る

地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成26年度補正予算において1,700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成28年度以降における地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地方が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、適切な目標管理の下、創意工夫しながら、柔軟に活用できる継続的な制度とともに、その規模について、今年度の国補正予算での検討も含め、思い切った拡大を図ること。

加えて、制度の創設にあたっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度当初予算から確実に措置するとともに、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

- (5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。
- (6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (7) 法人課税については、平成27年度税制改正において、経済の好循環の実現を後押しするため、税率引下げを先行させることとされたが、以降数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保し、恒久減税には恒久財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。

- (8) 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成27年度与党税制改正大綱において、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。
- (9) 消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされたが、これに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。
- (10) 平成27年度までとされている退職手当債の発行に係る特例措置については、平成28年度以降においても退職手当の総額が高い水準で推移する状況を踏まえ、地方の財政運営に支障が生じないよう、平成28年度以降も継続すること。
なお、発行要件など制度の設計に当たっては、地方団体の実情を十分踏まえる形で検討を進めること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的に十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県毎の財政運営の見通しを示し、安定的な運営の可否について十分に検証すること。
また、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の

医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、事業費納付金の額の算定基準等、国保の財政運営の基本となる事項等については、政省令やガイドライン等に具体的に明記することによって、新たな制度の円滑な実施を図ること。

さらに、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

(3) 消費税・地方消費税率の引上げを行う際には、逆進性を踏まえた低所得者層への対策、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対策も講じること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

なお、軽減税率制度については、検討が進められているところであるが、実際に導入する際には、地方交付税の原資分も含め、代替財源を確保する方策を同時に講じること。

(4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(5) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

また、消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされたところであるが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行いながら取り組むこと。

(6) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成27年11月6日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善 兵 衛
岡山県知事	伊 原 木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 政 嗣

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の方針創生の動きに呼応して、企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくることが必要である。

このためには、歴史や自然など豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進めるためのインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠である。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な、「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出の活発化や観光客数の増加などの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道の供用済区間は未だ4割程度に留まるなど、中国地方には依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが存在しており、住民の安全・安心の確保はもちろんのこと、広域的な交流・連携の促進による地域の産業競争力強化を図る上で大きなハンディキャップとなっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算を十分に確保した上で、事業中区間のより一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高速道路ネットワークの機能強化のため、暫定2車線区間の早期4車線化及び必要な付加車線整備の促進を図ること。

2 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金のさらなる改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいことから、地域の実情に応じた料金施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対しては、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進のため、所要の予算を確実に確保した上で、整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、高速鉄道網の整備を進めるべく、地域独自にフリーゲージトレイン導入などによる鉄道高速化の調査を始めており、国としても早急に具体的な取組に着手するなど、整備の実現に向けた進捗を図ること。

5 地方空港への航空路線網の維持・拡充

(1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保による、利便

性と流動性を高め、観光振興や産業振興による地方経済の再生可能な環境を整備すること。

- (2) 今後更なる増加が期待される訪日外国人の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワーク構築に併せ、地方空港における国際チャーター便等に柔軟な対応ができるようC I Q体制の一層の整備を図ること。

6 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送のミッシングリンク解消は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。
については、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。
- (4) 港湾における観光・交流の拠点強化を図るため、クルーズ船の受入環境改善等の整備とともに、港湾へのアクセスの充実強化を図ること。

平成27年11月6日

中國地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

防災・減災対策等の推進について

近年の局地化・集中化・激甚化する豪雨により、全国各地で水害や土砂災害の発生が相次いでいる。「平成26年8月豪雨」では、広島・山口両県を中心とした土砂災害により、また、「平成27年9月関東・東北豪雨」では、堤防決壊等により、甚大な被害がもたらされている。

被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速に災害復旧を図るとともに、これまでの災害や今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などを踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

また、老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会資本の安全性や機能の低下が懸念されているところである。

こうした中、国においては平成26年6月に国土強靭化基本計画を閣議決定し、平成27年度予算において、防災・減災対策やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」を重点分野に掲げるとともに、平成27年9月に「防災推進国民会議」を立ち上げ、官民を挙げた国民の防災意識の向上を図ることとしており、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する社会インフラの確立等計画的なハード整備に加え、災害の未然防止や災害時の被害を最小限に抑えるため、地域防災力の向上に対する支援といったソフト対策と一体となった効果的な防災・減災対策等を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

国民が、防災訓練や防災教室といった防災活動に参加するよう、国を挙げて国民の防災意識の向上に関する取組を強力に推進すること。

また、地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとする取組や、県民へ防災情報を伝達するためのシステムの更新・改修等について、十分な財政措置を行うこと。

2 総合的な土砂災害対策の推進について

- (1) 昨年の災害では、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。
- については、原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。
- (2) 昨年の豪雨災害を踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、被災地以外の地域においても、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業を強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援に配慮すること。
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援に配慮すること。

3 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命・財産を守るために、道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等の防災・減災対策を早期に行い国土の強靭化を推進していく必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分すること。

また、大地震等による被害を可能な限り軽減するためには、建築物等の耐震化を着実に進めていく必要があることから、次のとおり、支援の拡充を図ること。

(1) 治水・高潮対策の推進

近年、全国各地で多発する水害や高潮災害から国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強

力に推進すること。

(2) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(3) 建築物の耐震化の促進

不特定多数の者等が利用する大規模建築物や地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物については、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震診断及び耐震改修費用に対する国の支援の拡充及び適用期限の延長など更なる支援策を講ずること。

(4) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や付加車線の早期整備を促進すること。

4 気象・火山の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、XバンドMPレーダーの整備が遅れている山陰地方への早期整備を図るなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

5 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるように、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、必要な維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

6 国民生活の安全・安心を確保するための建設工事の適正化について

全国的に広がりを見せている建設工事での基礎ぐいの施工データの流用等は、建設工事全般への国民不信を招くとともに国民生活の安全・安心を脅かす重大な問題であることから、国において、原因究明と再発防止のための総合的な対策を早急に行うこと。

平成27年11月6日

中 國 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 嗣 政

地域医療の確保について

超高齢化社会の到来に向けて、医療・介護提供体制の改革が必要であるが、医師・看護職員など医療従事者の不足や偏在が解消されず、地域医療体制は危機的状況にある。

住民が地域で安心して生活するためには、地域医療の確保が必要不可欠である。地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療構想

- (1) 2025年に向けた医療・介護のあり方や地域医療構想の策定の意義について、国民や関係機関に十分に説明し、理解を得ること。
- (2) 地域医療構想で示す2025年の必要病床数は、国が示す一定の仮定の下での試算値である。その試算値をもとに関係者が地域の実情に応じた課題や対応策を議論していくこととなるが、国は、その課題の解決等に向けて、柔軟な制度運用や幅広い支援策を検討すること。

2 地域医療介護総合確保基金

- (1) 地域医療再生基金で実施してきた医療従事者の確保対策等については長期継続的な取組が必要であることから、平成28年度以降も地域医療介護総合確保基金により実施できるよう、国は将来にわたり十分な財源を確保すること。
- (2) 将来の地域医療の提供体制を確保していくためには、病床機能の転換のみならず、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進が必要な地域もあることから、地域の実情に応じた創意工夫ができるよう、基金の配分に関しては、都道府県の実情を踏まえた配分がなされるよう配慮とともに、平成26年度と同様に3つの事業区分間の額の調整を都道府県の実情によりできるよう認めること。

- (3) 基金の交付決定が遅く、内示を受けるまで基金規模の見通しが立たないことから、円滑な基金事業の実施に支障を生じているため、内示時期を早めるなど基金スキームの見直しを行うこと。
- (4) 地域の抱える課題は地域毎に異なっており、それぞれの地域で、実情に応じた取組が可能となるよう、柔軟な制度とすること。

3 地域医療提供体制の充実に向けた継続的な財源措置

医療提供体制推進事業補助金については、年々交付率が低下してきており、事業の執行に重大な支障が出るおそれのある憂慮すべき事態となっている。当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために必要な事業の推進に不可欠なものであることから、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。

また、ドクターヘリについては、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、特に広域救急医療にとって極めて重要な存在であることから、引き続き必要な財源を確実に確保すること。

4 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。
特に平成29年度に開始される新たな専門医制度の構築にあたっては、医師の地域偏在、診療科偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。
- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、こうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。

- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

5 医師・看護職員・薬剤師等を支える環境づくり

- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 看護職員や薬剤師の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員等の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。
- (5) 介護職の認知度向上・イメージアップや離職防止を図る取組への財政支援の充実など、介護職員の安定的な確保対策を講じること。

6 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消され

るよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。

- (2) 大学医学部の地域枠卒業者の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業者を対象とする定員枠の設定を認めること。

7 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

平成27年11月6日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

中国地方5県
家畜防疫対策の広域連携
に関する協定書

中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国地方5県」という。）は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の特定家畜伝染病（以下「鳥インフルエンザ等」という。）が発生した場合に連携・協力して、迅速かつ的確な防疫措置を実施するために、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 中国地方5県が行う連携・協力の基本的内容は、次のとおりとする。

- (1) 家畜防疫対策の連携に必要な情報の共有
- (2) 家畜防疫対策の連携に関する連絡調整体制の確保
- (3) 防疫措置の実施に必要な防疫資材の相互調達
- (4) 防疫措置の実施に必要な家畜防疫員等の派遣
- (5) その他、鳥インフルエンザ等の発生県又は制限区域に指定された地域を含む県（以下「発生県等」という。）から特に要請があった事項

（実施体制）

第2条 中国地方5県は、家畜衛生主務課を中心に前条各号を実施するものとする。

2 前項の実施に当たっては連絡調整を行うものとし、その担当として幹事県を定める。

（支援の要請）

第3条 鳥インフルエンザ等が発生した場合、発生県等は第1条第3号から第5号までの事項について発生県以外の県に支援を要請することができる。

（経費の負担等）

第4条 前条の支援に要した経費は、原則として発生県等の負担とする。

（平常時の相互交流）

第5条 中国地方5県は、この協定に基づいて家畜防疫対策の広域連携体制の整備が行われるよう県境防疫調整会議等を開催するほか、各県が実施する防疫演習等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及び協定に定めのない事項については、中国地方5県で協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本書5通を作成し、5者署名の上、各自1通を保有する。

平成27年11月6日

鳥取県知事

平井伸治

島根県知事

溝口善次衛

岡山県知事

伊原木隆太

広島県知事

湯崎英彦

山口県知事

村岡嗣政

全国知事会議の開催結果について

平成27年12月1日
広域連携課

平成27年11月27日（金）に開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

1 全国知事会主催全国知事会議（場所：都道府県会館）

政府主催の全国知事会議に先だって全国知事会主催の全国知事会議が開催され、総理や閣僚に対する緊急決議・要望の内容・方向性等について協議した。

（1）地方創生について 資料1

現在、国において一億総活躍社会実現に向けた取組を検討されているが、地方創生こそが一億総活躍社会実現に向けたメインエンジンであり、地方は地方版総合戦略を整え全力で取り組んでいること、国としても地方創生の実現のため、地方と車の両輪となって、自らその役割を積極的に果たしていただきたいこと、特に速やかに措置を求める項目として、少子化対策の抜本強化、地方への移住定住策の強力な推進、政府関係機関の地方移転、義務教育や高等教育の機能強化、新型交付金の規模等について盛り込んだ緊急決議を取りまとめた。

（2）平成28年度予算、地方財政対策及び税制改正について 資料2

年末の予算編成に向け、地方の安定的な財政運営を確保するため、一般財源総額の確保、歳出特別枠の堅持、臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保、法人実効税率を引き下げる場合の代替税財源の確保などについて盛り込んだ税財政に関する提言を取りまとめた。

（3）ハローワークの地方移管について 資料3

地方分権推進特別委員会委員長である平井知事から、ハローワークの地方移管に係る状況について、平成27年11月26日に開催された地方分権改革有識者会議において、地方版ハローワークの設置及びハローワーク特区制度の全国展開という「新たな雇用対策の仕組み」を内容とする雇用対策部会報告書が了承されたこと、及び、今後の検討に当たっては、地方側と十分協議し、地方の実情に即した具体的な制度設計となるよう国に対して要望していくことを報告した。

2 政府主催全国知事会議（場所：総理大臣官邸）

安倍内閣総理大臣出席のもと、地方創生と一億総活躍社会の実現の取組を主要なテーマとして、内閣総理大臣と知事との懇談が行われた。

（1）地方創生に関する安倍総理の発言

- ・地方創生なくして、一億総活躍社会の実現、人口一億人の維持はできない。子育てや介護離職ゼロに取り組み、安定した社会基盤の上に、成長と分配の好循環をつくり、新たな社会経済のシステムを提案していきたい。これは、地方創生と同時に進めていきたい。
- ・地方には、地方版総合戦略に基づき自らの責任と意欲による対策を講じていただきたい。政府は、情報分析、人材、財政、規制緩和などの政策を総動員して、全力で支援していく。
- ・幼稚期から高等教育まで、切れ目なく教育費全体を軽減していく。
- ・TPP協定の影響や、活用できる支援策について、平成27年11月25日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、今後丁寧に説明を行っていきたい。
- ・ハローワークの地方移管については、「新たな雇用対策の仕組み」について年内に対応方針を決定し、今後の制度設計に当たっては、地方の意見を十分反映させていく。

(2) その他の事項に関する安倍総理の発言

- ・地方創生の課題に取り組みつつ、地方が安定的に財政運営を行うため、地方の一般財源総額を確保することは重要と認識している。平成30年度まで、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとした閣議決定を踏まえ、適切に対応していく。
- ・原子力について、再稼働以外にも多岐にわたる課題があり、関係閣僚がそれぞれ責任を果たしつつ、政府一丸となって着実に取り組み、今後も丁寧に説明していく。
- ・異常気象に対応した災害対策の推進は、ソフト、ハード両面で対応し、地方のニーズを踏まえて取り組む。

地方創生実現のための緊急決議

全 国 知 事 会
平成 27 年 1 1 月

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。

我々地方は、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、向こう 5 年間の地方版総合戦略を整え、強い決意と覚悟を持って地方創生を成し遂げるために全力で取り組んでいく。その約 500 の具体的な政策については、「地方創生行動」リストとしてとりまとめたところである。

現在、国において、一億総活躍社会の実現に向けた取組を検討されているが、地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、全国的なうねりとして高まってきた地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならない。

国としても、このような認識に立ち、地方創生の実現のため、地方と車の両輪となって、自らその役割を積極的に果たしていただきたい。

全国知事会としては、国に対し、累次の要請を強力に実現するとともに、特に以下の措置を速やかに断行するよう強く求める。

- 1 全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止、第 3 子以降に対する保育料の無償化など多子世帯支援の拡充、地域主体の取組の後押しをはじめ、少子化対策の抜本強化を図ること。
- 2 地方拠点強化税制の運用や制度の拡充、介護保険に係る住所地特例の拡大など特別な財政調整制度の創設をはじめ、地方への移住定住政策を強力に推進すること。
- 3 政府関係機関の地方移転について、地方からの提案を真摯に受け止め、国家戦略として國自らその実現を図ること。
- 4 義務教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、削減ではなく機能強化の方向で対応すること。
- 5 新型交付金について、地方の創意工夫を実現できるよう、十分な規模と自由度の高い内容を確保するとともに、その地方負担について「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に地方財政措置を確実に講ずること。

加えて、地方創生に向けた行動は待ったなしであることから、今年度の補正予算においても思い切った措置を講ずること。

平成28年度税財政等に関する提案

全国知事会
平成27年11月

【総論】

I 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、景気が下押しされるリスクがあるなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。今後は、国・地方が一体となって、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ、雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小企業等も含めた経済好循環をさらに拡大することにより、アベノミクスの成果を地域の隅々まで行きわたらせ、デフレからの脱却とその後の持続的成長を実現することが必要である。

現在、政府では本年を「地方創生元年」と位置づけ、人口減少を克服し日本の創成を成し遂げるため国として総力を挙げて地方創生に取り組むこととされている。我々地方も、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、地方だけでなく日本全体を変えていく、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟をもって臨んでいる。

昨年の「まち・ひと・しごと創生法」の成立・公布以後、地方創生に向けて国・地方一体となった取組みが進みつつあるが、この流れはいまだ緒に就いたばかりである。平成27年6月30日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」では、将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図ることを目指して、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化することにより、地方創生の深化に取り組むこととされたが、今後、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。また、構造的な課題の解決には長期間にわたる取組みが必要であり、そのための恒久財源を確保し、地方創生の取組みを息長く支援すべきである。

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2) 新型交付金の創設

地方一般財源総額の確保に加え、地方創生の取組みを深化させるための交付金については、平成28年度の概算要求において国費ベースで1,080億円が計上されたところである。地方創生に係る国交付金については、平成26年度補正予算において「地方創生先行型交付金」(1,700億円)が措置されたところであるが、今後、地方創生の具体的な取組みが本格化するにあたり、新型交付金に対する地方の期待が高まっていること、また、政府において新たに「一億総活躍社会の実現」が基

本方針として掲げられたことなどから、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、補正予算での対応を含めて拡充すべきである。

また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行るべきである。

具体的には、地域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の取組みの隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助ではない包括的なものとすべきである。また、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除するほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとすべきである。

併せて、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講ずるべきである。

2 人口減少対策等に資する新たな税制措置

平成27年度税制改正では、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」や結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設された。今後は「地方拠点強化税制」が企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図るべきである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（以下「骨太の方針」という。）においては、低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを早期に行うこととされている。

今後、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、税制については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住や三世代同居・近居の促進、所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方など、幅広く検討すべきである。

この際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。

3 企業版ふるさと納税の創設とふるさと納税の運用

(1) 企業版ふるさと納税の創設

平成28年度税制改正において、地方団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人税や法人住民税の税額控除の措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度として「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設」が検討されている。

「企業版ふるさと納税」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できることから、モラルハザードにならないような制度設計

に留意して検討すべきである。なお、具体的な制度設計にあたっては、地方団体の意見を十分に踏まえるべきである。

(2) ふるさと納税の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、平成27年度税制改正において、特例控除額の上限が個人住民税所得割の1割から2割に引き上げられたほか、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、申告手続きの簡素化が図られたところである。

「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品（特典）の送付については、制度本来の趣旨、経済的利益の無償の供与であることを前提にふるさと納税に係る寄附金に通常の寄附金控除に加えて特別控除が適用される仕組みであること等を踏まえて運用すべきである。

4 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を客観的かつ公平な基準等に基づき行う新たな制度を創設すべきである。

特に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間直後に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、同大会に関連して行われる事前キャンプや文化プログラム等を各地方津々浦々で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図ることができるよう、上記の対応を図るべきである。

5 政府関係機関の地方移転

政府関係機関の地方移転について、国は、決定過程の透明性の確保に努めるとともに、結果についての説明責任を果たすべきである。移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るべきである。また、東京一極集中是正の観点から積極的に移転を進めるべきであり、経済性や運営の効率性の確保という点を過度に地方に要求することなく、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行うべきである。

II 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

政府は「経済・財政再生計画」を含む骨太の方針を平成27年6月30日に閣議決定し、我が国経済の再生に向けて、デフレ脱却を確実なものとしつつ、中長期的に持続する経済成長の実現を目指し、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力の強化、まち・ひと・しごとの創生などに取り組んでいく一方、政府はもとより広く国民全體が参画する「経済・財政一体改革」を断行し、国・地方を通じたプライマリー・バランスの2020年度までの黒字化と債務残高の対GDP比の着実な引下げに向けて、「公的サービスの産業化」「インセンティブ改革」「公共サービスのイノベーション」を柱とする歳出改革を聖域なく進めることとされた。地方財政についても、国

の取組みと基調をあわせた歳出改革に取り組むこととし、別枠加算や歳出特別枠については経済再生にあわせ危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるほか、地方団体が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブを強化するために地方財政制度の改革を行うなどとされており、今後、地方交付税や公共事業などについて厳しい議論が行われることが想定される。

しかしながら、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。

地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいているなか、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組みはもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ事実上不可能となるおそれがある。

平成28年度においては、地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような地方の財政需要を地方財政計画的に的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保すべきである。

今後、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくためには、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

III 税制抜本改革の推進等

1 社会保障と税の一体改革

社会保障と税の一体改革においては、今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれるなか、国の制度と地方単独事業それぞれのセーフティネットが組み合わさることによって、今後の社会保障制度全体が持続可能となることから、消費税・地方消費税率を5%引き上げるにあたり、地方分として1.54%（うち地方消費税1.2%、地方交付税原資0.34%）が確保されることとなり、まずは昨年4月に消費税・地方消費税率が8%に引き上げられた。

厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、平成27年度与党税制改正大綱（以下「平成27年度大綱」という。）に示されたとおり、平成29年4月において税率10%への引上げを確実に行うことが必要であり、いわゆる「景気判断条項」を付していないことを踏まえ、今後、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させなければならない。

また、税率引上げの際には引き続き、いわゆる「逆進性」への対策をはじめ、「社

会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において消費税率の引上げを踏まえて検討することとされた課題等について、国・地方が相互に協力し、検討を進める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税・地方消費税率の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。税率8%への引上げにあたって実施された簡素な給付措置等は暫定的及び臨時的な措置であることから、今後、①食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、②その前提としての「インボイス方式」の導入、③所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにしたうえで検討すべきである。

なお、軽減税率制度については、平成27年度大綱において、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」とされ、これまで与党の消費税軽減税率制度検討委員会において、複数の具体的な案が示され、それぞれの課題等について検討が進められているところである。

軽減税率の導入については、対象品目の線引きや区分経理の方式、導入に向けた環境整備、所要財源の規模など検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については地方の意見も十分踏まえて慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずるべきである。

(2) 中小事業者への配慮

取引上不利な地位にある中小事業者において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法」に基づき、今後も引き続き、下請事業者に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を確実に実施すべきである。

(3) 地方消費税収と社会保障給付水準のかい離の調整

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性の小さい税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、消費税・地方消費税率を10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すべきである。

(4) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っており、清算基準である「消費に相当する額」については、その75%を消費指標として「商業統計調査」に基づく「小売業年間販売額」と「サービス業基本調査」に

基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額を用い、これらにより把握できない25%については、消費代替指標として「人口」及び「従業者数」をそれぞれ同割合で用いてきたところである。

平成27年度からは、これまでの「サービス業基本調査」に替えて「経済センサス活動調査（平成26年2月結果公表）」に基づく「サービス業対個人事業収入額」が消費指標に用いられることとされ、サービスに係る統計カバー率が上昇することも踏まえ、主にサービスの代替指標と考えられてきた「従業者数」の比率を引き下げ、「人口」の比率を高める等の見直しが行われたところである。

今後も清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯に鑑み、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

(5) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。

なお、地方法人課税のあり方の見直しにあたっては、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の增收が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。偏在性の小さい地方消費税においても、このような課題を抱えていることから、今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税率をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。また、地方法人特別税のように地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、暫定措置としてはともかく、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては適切ではない。大都市圏の都府県からは本来地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げと併せて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。

平成26年度税制改正においては、消費税・地方消費税率の8%への引上げを踏まえ、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することによる偏在是正方策が講じられ、併せて地方法人特別税の規模を3分の2に縮小し、法人事業税への復元が図られたところである。

平成26年度与党税制改正大綱（以下「平成26年度大綱」という。）において「消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を

行う」とされた今後の地方法人課税の偏在是正については、平成27年度大綱において「平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る」とされている。

このため、消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

(6) 地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直し

地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであり、平成26年度大綱において「地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされているが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえた措置が同時に講じられるべきである。

(7) マイナンバー制度の円滑な導入

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながり、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものである。そのため、平成28年1月からの円滑な制度導入に向け、国民の理解を深めるための周知・広報活動に積極的に取り組むとともに、地方団体への情報提供等に万全を期すべきである。また、国・地方が連携しながら、円滑な制度の開始と運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである。

なお、情報セキュリティの確保についても、地方団体への情報提供や財政的・制度的支援に十分な対応を行うべきである。

2 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益に結び付け、経済の好循環を着実に実現するという観点から取り組まれた今般の法人税改革は「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、平成27年度税制改正では、国・地方を通じた法人実効税率を平成28年度までの2年間で3.29%（平成27年度▲2.51%、平成28年度▲0.78%。国・地方を通じた法人実効税率34.62%→31.33%）引き下げる一方で、大法人（資本金1億円超）に対する法人事業税の外形標準課税の拡大、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、租税特別措置の見直しなど課税ベースの拡大等により財源が確保されることとなった。

また、平成27年度大綱においては、法人税改革の第2段階として、「平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げるこことを目指して、改革を継続する」とされたところである。

国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後的人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。

以上に十分留意のうえ、具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 法人実効税率を引き下げる場合の代替税財源の確保

平成27年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするため税率引下げを先行させた上で財源を確保することとされたが、平成27年度大綱において「平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げるこことを目指す」とされていることから、今後、さらに法人実効税率を引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すべきである。

(2) 外形標準課税の更なる拡大

法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、長年、全国知事会が求めてきたものであり、平成27年度税制改正において、大法人に導入されている外形標準課税を2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大されることとされた。今後、法人税改革を継続するにあたっては、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、大法人について外形標準課税をさらに拡大していく方向で引き続き検討すべきである。

また、平成27年度税制改正においては、大法人のみを対象としたうえで、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が講じられた。今後の法人税改革にあたっては、大法人向けの更なる拡大に向けた検討と併せて「外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされているが、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべきである。

なお、平成27年度大綱において検討を行うこととされた法人事業税資本割の課税標準のあり方については、より企業実態を反映するよう見直しを進めるべきである。

(3) 法人事業税の損金算入

法人事業税の損金算入については、平成27年度大綱において、「税の性格上は損金算入が自然であるとの考え方もある一方、地方独自の減税措置の効果が国税等の課税ベースの変動により減殺されてしまうことや、各税目の税負担が納税者にとって不明確となることを考慮しつつ、検討を行う」とされている。

法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うにあたって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものである。

損金算入見直しの検討にあたっては、こうした法人事業税の性格を踏まえ、税制としての妥当性について十分議論し、慎重に検討すべきである。

(4) 法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準のあり方については、平成27年度大綱において大法人向けの外形標準課税の更なる拡大と併せて検討を行うこととされ、また、前回の見直し（平成17年度）から10年が経過し、社会経済情勢や企業の事業活動が変化していることも踏まえ、より実態にあったものに見直すべきである。

その見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客觀性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

3 車体課税の見直し

平成26年度大綱において、車体課税の見直しについて、自動車取得税に関しては消費税・地方消費税率10%への引上げ時に廃止することとされた一方で、自動車税に関しては消費税・地方消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を自動車税の取得時の課税として実施することとし、その税収規模は、他に確保した安定的な財源とあわせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保するとされ、平成27年度大綱において「平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る」とされている。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源であり、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要な税源として不可欠なものとなっている。

自動車取得税の廃止など車体課税の抜本的な見直しにあたっては、都道府県はもとより自動車取得税の7割が交付されている市町村への影響が大きいこと、国土強靭化対策など道路の需要は依然として大きいことなどを十分勘案し、自動車税・軽自動車税の環境性能課税など他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図るべきである。また、平成29年4月に導入予定の環境性能課税については、新たな税制上の仕組みであること等を踏まえれば、各地方団体における条例の制定や納税者への周知を含めた実務上の準備等に一定の時間を要することから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うべきである。

なお、自動車税は都道府県の基幹税であり、仮に自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うべきである。

4 地球温暖化対策のための税財源の確保

地球温暖化対策は、国のみならず、地方団体、事業者及び国民が一体となって取り組むことが重要であり、CO₂排出抑制と森林吸収源の両面から対策を推進する必要がある。こうした観点から、地方団体においては、新エネルギー・省エネルギー

一技術の普及・開発や森林の整備・保全の施策等にこれまで積極的に取り組んできており、地球温暖化対策推進の上で国以上に大きな役割を担っている。今後も太陽光、小水力、地熱等の自然エネルギーの導入を促進するほか、国等と連携のうえ、電力の効率的なストックに向けた水素の活用などをさらに進めていく必要がある。

平成27年度大綱においては、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る」とされている。

今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乗せ分の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである。

なお、森林吸収源対策等に関する税財源については、一部の省庁において、国税の税額等に一定の率を乗じて計算した額を併せて徴収する国税版の森林環境税（仮称）の創設、生態系サービスから受益する国民が広く薄く負担する、例えば住民税均等割に上乗せする仕組みの創設などが検討され、平成28年度税制改正事項として要望されているものもあるが、まずは、国民にとって増税となることをどう考えるか、国と地方の役割分担のあり方などの課題について十分整理するとともに、仮に住民税均等割に上乗せする仕組みを検討する場合には、地域住民の基本的な負担である地方税源の国税化につながること、徴税コストに見合う税源が確保できるのか疑問があることなど、課題も多いうえ、現在、地方が独自に課税している森林環境税等との関係もあり、慎重に対応すべきものである。

5 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっても貴重な財源となっていることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すべきである。

IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等

1 地方一般財源総額の確保等

地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、地方団体が安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立されてはじめて、地方団体や地方に住む人々による成長戦略や地方創生に向けたチャレンジを生み、地域経済、ひいては日本経済の再生が実現できるのであり、そのためにも安定的な地方一般財源総額の確保は必要不可欠である。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。「経済・財政再生計画」では、人口減少等を踏まえ、地方についても国の取組みと基調をあわせた歳出改革を行うとされているが、地方においては国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応

しなければならないうえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組みを強化しなければならない状況にある。近年、地方は、給与関係経費や投資的経費などについて国を相当に上回る懸念な歳出削減に努め、高齢化に伴う社会保障関係費の増嵩分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいているなか、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

平成 27 年度の地方財政対策では、地方税が增收となるなかで、地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債の発行を抑制したうえで、新たに「まち・ひと・しごと創生事業費」を計上することなどにより、前年度を大幅に上回る地方一般財源総額が確保された。平成 28 年度においては、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、上記のような地方財政の状況を踏まえ、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

なお、地方一般財源総額の確保にあたっては、地方分権を推進する観点から、地方税の充実が重要であるが、その際には偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。ただし、偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したものなお税源の偏在は残ることから、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなり、その総額を確保すべきである。

(1) 地方一般財源及び地方交付税の総額確保

骨太の方針では、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度（平成 30 年度）までにおいて、2015 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされた。また、「社会保障関係費の伸びを、高齢化による增加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す」とされている。

社会保障関係費については地方においても同様に不可避的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実や消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障支出以外の経費の消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするために必要不可欠なものであり、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に發揮できるよう、その総額を確保すべきである。

平成 28 年度の概算要求において、地方一般財源総額は、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、仮置きの計数としつつ、社会保障関係費の増等を踏まえ平成 27 年度を 0.5 兆円上回る 62.0 兆円を確保するとされた一方、出口ベースの地方交付税総額は 16.4 兆円で前年度比 0.3 兆円の減、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は

20.8兆円で前年度比0.4兆円の減とされた。また、歳出特別枠の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行うとされた。

平成28年度の地方財政計画の策定にあたっては、このような状況を踏まえ、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉等の行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。

なお、骨太の方針においては、「地方交付税のセーフティーネット機能を維持しつつ、例えは歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映すること等によって、地方の歳出効率化を推進する」とされているが、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すべきである。さらに、地方歳出の大半は法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、従来のような給与関係経費や投資的経費の削減が限界に近づいている状況の下、国の制度や法令などの構造的な見直しなく一律に歳出を削減すべきではない。

(2) 岁出特別枠の実質的な堅持

骨太の方針において、地方財政については、国の歳出の見直しと基調をあわせることとされており、特に、リーマンショック後に創設された地域経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠などは、経済再生にあわせ危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるとされた。しかしながら、地方歳出は、地方財政計画ベースでは歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであり、これまで特別枠が果たしてきた役割を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すべきである。仮に見直すのであればこれらの経費を通常の歳出に計上すべきであり、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施するため、歳出特別枠を実質的に堅持すべきである。

(3) 一般行政経費（単独）の確保

一般行政経費（単独）について、内訳・積算が明確でない枠計上であるために標準的な財政需要と認められないような過大な金額が計上されている可能性があるとの議論があるが、近年、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増嵩分があるにも関わらず、ほぼ同額で据え置かれている現状にある。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を發揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせて行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まるなかで、地方が自主性を持って地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保すべきである。

(4) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行すべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

(5) 偏在是正により生ずる財源の地方財政計画への確実な計上

消費税・地方消費税率の引上げにあたり、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することによって得られる偏在是正により生ずる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分にあたっては、地方交付税が地方固有の財源であることを十分踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。

(6) 東日本大震災からの復興への対応

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、平成27年度までを集中復興期間とし、復興財源の確保等様々な支援措置を講じてきたが、平成28年度以降においても、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、特例的な財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

特に、骨太の方針では、「復興事業・予算の在り方については、復興のステージの進展に応じて、事業メニュー、対象地域や終期の設定など不断の見直しを行い、費用対効果や効率性を精査しつつ、被災地の復興に真に資するものとしていく必要がある」とされたが、被災自治体の声を丁寧に聞き、被災自治体の復興に支障が生じないよう適切に対処すべきである。

(7) 退職手当債の取扱い

退職手当債については、今後も退職手当額が引き続き高水準で推移すると見込まれることから、平成27年度までとなっている時限措置を平成28年度以降も継続し、地方団体の財政運営に支障が生じることがないようにすべきである。

2 経済の好循環拡大等に向けた取組み

(1) 消費税・地方消費税率の引上げ

消費税・地方消費税率の10%への更なる引上げのためには国・地方を通じた経済の好循環の拡大が必要であり、6月に改訂された成長戦略の着実な実施、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」に基づく地方創生・人口減少対策や地域経済活性化・雇用対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに国と地方が連携・協力し取り組む必要がある。

併せて、平成28年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方団体による地域経済活性化、景気・雇用対策とその積み重ねが日本経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせ地域経済の底上げを図るために、地方が地域経済対策を十分講じられるよう、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

国・地方を通じた財政の健全化は引き続き必要だが、骨太の方針にも掲げられているとおり、経済再生なくして財政健全化はないことを踏まえ、本来必要な歳出を削減し、結果的に景気回復の腰折れを招かないよう留意すべきである。

(2) 國土強靱化対策の推進及び多重・分散型國土軸の形成

近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等といった災害が頻発し、また、昨年来火山災害が連續して発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靱化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

国民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるために、地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強いまちづくりのための事業等の地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債を恒久化のうえ、地方の実情を踏まえ拡充するほか、緊急性の高い対策へ集中投資し強靱化を加速するための財源を確保すべきである。

なお、住民の防災意識を高めるためのハザードマップの活用や防災訓練などソフト施策に対しての支援策も強化すべきである。

また、首都機能のバックアップを担う交流圏の形成や日本海國土軸及び太平洋新國土軸をはじめとした多重・分散型國土軸の形成など、國土構造の変革による災害に強い國土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

V 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、平成24年度税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VI 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成28年度の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、「地方税財政分科会（仮称）」を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

【各論】

I 地方税制度（個別税目）の見直し等

1 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分担するという性格を有している。所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

2 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという原則に基づくものであり、地方団体の重要な税源である地方法人課税についての安易な縮減などはすべきではない。

3 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

4 日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

5 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

6 個人事業税の課税仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

7 不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

8 たばこ税の税率引上げと地方分の確保

国民の健康保持の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合が従来から1：1であることに十分留意

し、引き続き、地方分の財源を堅持すること。

9 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。

II 地方交付税制度の見直し等

1 地方財政計画における財源不足額の適切な算定

地方財政計画上、地方交付税の算定基礎となる財源不足については、増嵩する社会保障関係費のほか、地域経済を取り巻く環境が極めて厳しい中、「日本再興戦略」を踏まえた諸課題への対応や地方創生・人口減少の克服のための歳出などを確実に積み上げるとともに、経済情勢を的確に踏まえて税収額を見込むなど、適切に算定すること。

2 義務的経費の交付税算入不足の解消

警察官や教員の給与費等の義務的経費について、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう基準財政需要額を適切に積み上げること。

3 地方単独事業に対する確実な財源措置

近年、社会保障関係費が増加する一方、地方単独経費は抑制されているが、地方の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、自主的な施策に必要な経費を適切に措置するため、少子高齢化の進展に伴い増加する社会保障に係る地方単独事業はもとより、それ以外の地方単独事業についても適切に財政需要を積み上げ、所要額の確保を図ること。

4 地域の実情に応じた適切な財政需要の確保

社会资本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等の財政需要を適切に確保すること。

5 超過負担の解消

本来の負担割合を超えて地方が多額の負担を強いられている超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図ること。

6 地域医療介護総合確保基金の安定的な確保

地域医療介護総合確保基金は、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革の趣旨を踏まえ、その配分にあたっては都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。

7 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止等

国では先般、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を設置し、子どもの医療の自己負担のあり方、国保の国庫負担のあり方などについて検討を開始したが、

少子化対策は喫緊の国家問題であり、国の責任において、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設し、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに廃止すること。

資料 3

ハローワークの地方移管について

広域連携課

11月26日に開催された地方分権改革有識者会議において同会議の雇用対策部会がとりまとめた「新たな雇用対策の仕組み」が了承された。今後、この了承内容を踏まえ対応方針について12月中旬に閣議決定される予定。

この「新たな雇用対策の仕組み」によって利用者の利便性が向上することが期待され、長年、全国知事が地方分権改革の重要課題として取り組んできたハローワークの地方移管の問題が一定の前進をみることとなった。

1 新たな雇用対策の仕組みの概要

①知事が国のハローワークを“実際に、都道府県の組織として活用”できる枠組を創設する。

- ・都道府県・市町村と都道府県労働局の間で「法律上の協定」を締結
- ・知事は都道府県労働局長に対し、協定の内容全般について法律上、要請することができ、要請を受けた都道府県労働局長は合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずる
- ・従来のハローワーク特区（埼玉・佐賀のみ）に限らず全国的に実施

②地方版ハローワークの設置権限を移譲し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介事業を実施する。

- ・地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際の届出を廃止
- ・民間事業者と同列に課されている規制や監督を廃止
- ・求人情報のオンライン提供について法定化
- ・国による雇用保険の認定、職業訓練の受講指示、雇用調整助成金の支給手続きを自治体の希望や利用者のニーズに応じて地方版ハローワークで実施

③国のハローワークと地方公共団体とが同一施設内で無料職業紹介及び相談業務等を行う「利用者の視点に立っての一体的サービス」の提供を全国的かつ継続的に展開する。

④国による支援を拡充する（研修への協力、人事交流、地方の雇用対策事業への財政支援等）。

2 新たな雇用対策の仕組みによるメリット

- ・職を求める方が身近な場所で福祉サービス等と一緒に支援を受けられるようになる。
- ・地元企業や地方に進出する企業が産業政策と相まって人材確保も含めたトータルな支援を受けられるようになる。

3 今後の予定

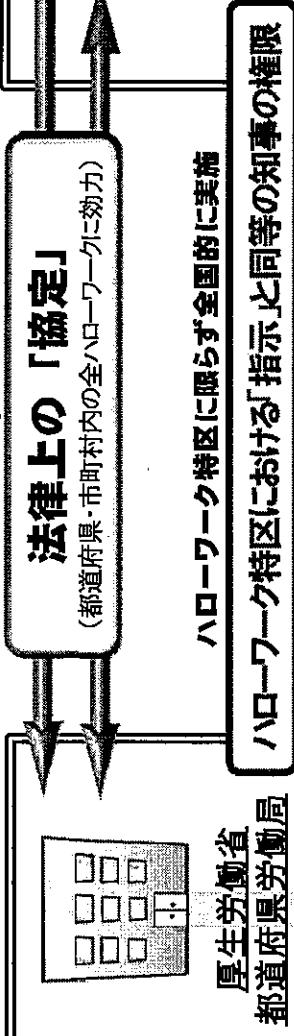
- ・12月中旬に閣議決定を行い、可能なものから速やかに着手する。
- ・法律改正が必要な事項等については労働政策審議会で議論するとともに、具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分に反映する。

【参考】これまでの経緯

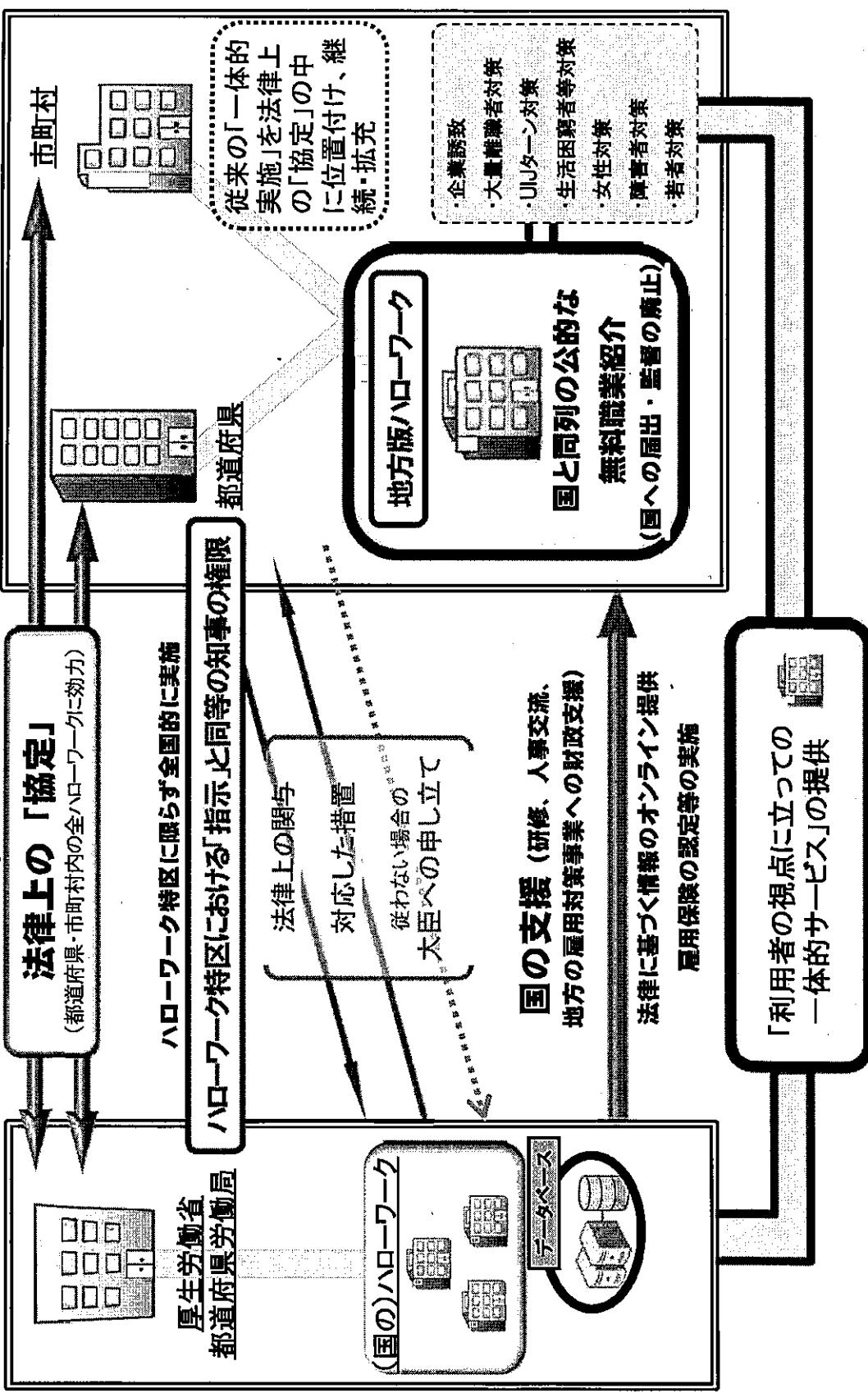
- 平成 22 年 7 月 16 日 全国知事会議において「国の出先機関の原則廃止に向けて」をとりまとめ、ハローワークの地方移管を提案
- 平成 22 年 12 月 28 日 国は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を閣議決定
⇒特区や一体的実施を 3 年程度実施し、その成果と課題を検証し、地方への権限移譲を検討するとした。
- 平成 24 年 10 月 佐賀県と埼玉県においてハローワーク特区が開始される
- 平成 27 年 1 月 30 日 国は、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定
⇒ハローワーク特区等の成果と課題の検証を行うとした。
- 平成 27 年 6 月 30 日 全国知事会は、独自に「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」をとりまとめ、地方移管の必要性を実証あわせて、地方分権改革有識者会議においてハローワークの地方移管について検討することを要請
- 平成 27 年 9 月 2 日 地方分権改革有識者会議においてハローワークの地方移管について雇用対策部会で検討することを決定
- 平成 27 年 11 月 12 日 全国知事会は石破地方創生担当大臣に対しハローワークの地方移管の実現を要請するとともに、具体的な地方移管の在り方についても提案
- 平成 27 年 11 月 20 日 雇用対策部会において報告書がとりまとめられる

新たな雇用対策の仕組み（案）～ハローワークの地方移管～

方が国のハローワークを活用



地方版ハローワークの創設



地方が国とのハローワークを活用

概要

利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、法律に基づき、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

ポイント1

知事が国とのHWを“実際に、都道府県の組織として活用”できる枠組を創設(法律) (HW=ハローワーク)

(1) 「法律上の協定」

- ① 都道府県・市町村と都道府県労働局との間で「法律上の協定」を締結
- ② 協定の趣旨
職業安定行政を中心とした雇用対策全般について、都道府県・市町村と都道府県労働局とが一緒に考え、推進し、共通の成果目標の達成を図る。
- ③ 協定の効力
都道府県・市町村内の全ての国のHW
- ④ 協定の内容
運営協議会の設置、b事業計画の策定、c若者、女性、高齢者、障害者、UJTアーン等の個別政策、雇用創出、産業施策に係る協力・国との連携、d国と地方による「一体的サービス」、e地方版HWの支援等

(2) 知事から都道府県労働局長への法律上の関与(HW特区における「指示」と同等の権限)

- ① 知事は、都道府県労働局長に対し、協定の内容全般について法律上、要請することができ、要請を受けた都道府県労働局長は、合理的な理由がある場合を除き業務に反映させようとするものとする。
- ② 他の都道府県労働局長に及ぶ事項も要請の対象となることができる。
- ③ 都道府県労働局長が知事の要請に従わないときは、知事は厚生労働大臣に申し立てをすることができる。

※ 市町村から都道府県労働局長への法律上の関与のあり方については、市町村・都道府県の意向及び制度の趣旨を踏まえ、今後の具体的な制度設計の過程において結論を得る。

⇒ HW特区に限らず全国的に実施

ポイント2

地方版HWの設置権限を移譲し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介事業を実施

(1) 地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際の届出を廃止(法律)

- ② 民間事業者と同列に課されている規制や監督・職業紹介責任者の選任・帳簿の備え付け・事業停止命令等)を廃止(法律)
- ③ 求人情報のオンライン提供について法定化(法律)
国が地方公共団体にオンラインで提供する情報の範囲を「企業が求める人材像やより詳細な労働条件」へ拡大し、国のHW職員が職業紹介のために用いる情報と同様に反映
- ④ 地方版HWが受け付けた求人情報についても、国のHW求人情報システムに反映
- ⑤ 地方が紹介した求職者を雇用した企業が雇入助成金の対象となることの明確化・周知徹底
- ⑥ 国による雇用保険の認定・職業訓練の受講指示・雇用調整助成金の支給手続について、自治体の希望や利用者のニーズに応じて対応(例:国職員の配置・巡回等)
- ⑦ 地方版HWの名称は、利用者の利便性を考慮し、地方の自主性を尊重

ポイント3

国と地方公共団体とが同一施設内で無料職業紹介及び相談業務等を行う
「利用者の視点に立つての一体的サービス」の提供を全国的かつ継続的に展開

- ① 「一体的サービス」について法定化(法律)
- ② 「一体的サービス」を継続的に実施できるよう、国として必要な経費を予算措置
- ③ 「一体的サービス」の運営にあたって地方からの「要望」に応じて迅速・積極・柔軟に対応できるよう、「要望」の様式の統一や標準処理期間の設定等、スキーム化
- ④ 少なくとも1ヶ月毎に全国のHWの就職実績を地方方に提供
- ⑤ 国による雇用保険の認定・職業訓練の受講指示・雇用調整助成金の支給手続について、自治体の希望や利用者のニーズに応じて対応(例:国職員の配置・巡回等)

ポイント4

国による支援の拡充

- ① 地方の職員の研修に協力
- ② 国と地方の間の人事交流を拡充
- ③ 地方が取り組む雇用対策事業(雇用拡大、人材育成、地方版HW、「一体的サービス」等)への財政支援
- ④ 生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、産業政策、企業誘致に当たり一層の利便性が高まるよう、国と地方の情報共有の一層の推進や事例集の作成

(注) 今後の具体的な制度設計に当たっては、地方の代表も参画するなど、地方の意見も十分反映させて行う。
(法律)とある項目は、今後、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用対策法及び職業安定法の法律改正を行ふもの。
それ以外のものは、この「仕組み」を閣議決定後、速やかに実施

第6回中海会議の開催結果について

平成27年12月1日
広域連携課
水・大気環境課
農地・水保全課
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海の水に関する諸問題を協議検討する中海会議の第6回開催結果は次のとおりです。

- 1 日 時 平成27年11月2日（月）午後2時から3時55分まで
2 場 所 ホテル白鳥（松江市）
3 構成員 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市副市長、松江市長、安来市長
<オブザーバー> 環境省（中国四国地方環境事務所長）、防衛省（美保基地指令）

4 概 要

（1）中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

- 部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（事務局：中国地方整備局出雲河川事務所）から、中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。
- 斐伊川水系河川整備における下流の大橋川改修及び中海湖岸堤整備は、大橋川拡幅の前段階で中海湖岸堤を先行するという整備手順について、改めて国土交通省中国地方整備局に確認を行った。
 - ・短期整備箇所（西工業団地貯木場、旗ヶ崎、米子空港南等）は全箇所着手済みとなっているが、平成28年度中の完成を目指して整備を進める。

（2）中海の水質及び流動について

- 部会「中海の水質及び流動会議」（事務局：島根県環境政策課）から、水質測定結果や水質改善のための取組の報告を行い、今後も対策を進めることとした。

[主な報告]

- ・COD、全窒素、全りんのいずれの項目も、現行調査を開始した昭和59年以降で良好な値となり、特にCODは第6期湖沼水質保全計画の水質目標を達成した。これは、下水道整備等の各種施策の効果と気象状況もプラスに作用したものと推察される。
- ・平成27年度に両県及び国交省で中海環境モニタリング検討ワーキンググループ（WG）を設置し、専門家の意見も聞きながら、水質汚濁機構の解明につながる効果的なモニタリング内容等を検討することとしている。

[主な意見]

- ・WGにおいて、森山堤防の開削に伴う水質への影響について分析をお願いしたい。
⇒現時点では、開削の前後で水質に特段の変化は確認されていない。水質汚濁機構の解明につながるよう、WGにおいて専門家の意見も踏まえながら、より客観的に水質状況を把握できるモニタリング内容等を検討していきたい。（事務局）
- ・窪地の覆砂を含め、効果がある事業を検討し、それを積極的に実施できる体制の整備が必要である。
また、国の河川事業に関連して実施するなど、検討が必要である。
⇒効果的な対策を、WGできちんと分析して、河川の事業メニューの中でできるものについては取り入れていきたい。（国交省）
- ・中海の海藻を肥料に使用した海藻米は給食での導入のほか、販路も開拓されはじめしており、循環農法はTPP対策の観点からも目を向けていいと思う。
⇒地域から様々なヒントやアイデアを得ながら、ブランド化して付加価値を高めるなど、連携していきたい。（農水省）

（3）中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」（事務局：米子市農林課）から、排水不良農地（米子市崎津地内）の工事残土を活用して客土を行ったモデル事業の進捗状況等について報告があった。
- 残土受入れが行われていないモデルほ場の残り約2.5haについては、新たにモデルほ場地内に工事残土のストックヤードが設置され、今後、米子市が順次搬入された公共残土を利用して整地を進める計画となっていることが報告された。

(4) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」（事務局：鳥取県元気づくり総本部）から、利活用策として検討したアイデア（中海産食材を使ったメニューのPR、中海周遊サイクリングコースの設定、EVカーでのエコツアーライブ等）について報告があった。
- 各首長から、様々なワイスユースの報告や、大型水鳥を切り口とした水辺環境保全と経済活性化についての検討協議会を中海・宍道湖・大山圏域市長会が発足させたと報告があった。
- 鳥取県知事から、ラムサール条約登録10周年の年でもあり、中海の様々な取組をつなぎ合わせて、ワイスユースをもっと飛躍的に進め、情報発信やツアーライブも含めて取り組んでいく体制が必要であるとの意見があった。

(参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」の趣旨に鑑み、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置（平成22年4月22日）した会議。

「地方分権改革に関する提案募集」に係る対応結果について

平成27年12月1日
広域連携課

地方分権改革に関する提案募集制度について、各自治体からの提案に対する政府の対応方針案が平成27年11月26日に開催された地方分権改革有識者会議において了承されましたので、その概要及び本県からの提案に対する対応結果について報告します。

なお、対応方針案は12月中旬に開催予定の地方分権改革推進本部において正式決定され、同日閣議決定される予定です。

1 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」の概要について

- ・地方からの提案の約7割について何らかの対応を行うとされた。

区分	対応したもの①	対応できなかつた	計②	対応した割合①/②	提案取り下げ	対象外等	計
件数	166	62	228	72.8%	14	92	334

※「対応したもの」の中には、提案どおりの対応となっていないもの（提案の趣旨を踏まえ何らかの対応を行うもの）も含まれている。

※提案取り下げとは、提案に対する各府省の回答について納得し、回答を受け入れたもの。

※対象外等とは、提案の背景となる支障事例等が具体的に示されなかつたため検討に至らなかつたもの等が含まれている。

2 本県からの提案に対する対応結果について

(1) 概要

- ・提案の約8割について何らかの対応を行うとされた。

区分	対応したもの			①	対応できなかつた	計②	対応した割合①/②
	提案が概ね実現	一定の改善を図る	今後検討を進める				
件数	1	3	1	5	1	6	83.3%

(2) 対応するとされた提案の主なもの

- ・病児保育事業に係る国庫補助の要件緩和（⇒提案が概ね実現）

病児保育事業について、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応を可能とする。

- ・介護保険における住所地特例適用対象の拡大（⇒一定の改善を図る）

高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整について、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討する。

- ・高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の上限（現行：2年）の撤廃（⇒今後検討を進める）

高等職業訓練促進給付金について、当該給付金の機能の充実について検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る。

(3) 関西広域連合提案分について

関西広域連合からの提案のうち本県に関連するものとしては国立公園に関する管理権限の移譲があつたが、昨年に引き続き、実現には至らなかつた。

3 国の今後の対応

- (1) 12月中旬に当該対応方針案を閣議決定の見込みである。
- (2) 法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成28年通常国会に提出予定である。
- (3) 引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

【参考】

「地方分権改革に関する提案募集」制度について

1 制度趣旨

これまでの地方分権改革は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の一定の成果を得た。

今後の地方分権改革においては、地方の発意に根ざした新たな取組の推進が求められており、これまでの委員会勧告方式に替わる新たな方式として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うものである。

2 提案の主体

都道府県及び市町村（特別区を含む）、一部事務組合及び広域連合、全国的連合組織（いわゆる「地方六団体」）、地方公共団体を構成員とする組織（中国地方知事会など）

3 提案の対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲

国出先機関のみならず本府省の事務・権限も対象とする。

②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

補助要件の緩和等も対象とする。

4 事務・権限の移譲の方法

全国一律の移譲又は全国一律の移譲が難しい場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）も可能である。

5 募集期限

平成27年6月10日（水）

6 2年目の募集に当たっての留意事項

昨年度提案した案について、閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過しておらず、その後も新たな情勢変化等がないものについては、今年度再提案することは認められない。

7 スケジュール

6月中	内閣府において重点事項の抽出、提案内容の精査 ⇒重点事項については地方分権改革有識者会議で集中的に調査・審議
7月下旬	内閣府から所管府省への検討要請、所管府省からの第1次回答
8月中旬	所管府省からの第1次回答に対して提案団体、地方六団体へ意見照会
9月中旬	内閣府から所管府省へ再検討要請
10~11月	内閣府と所管府省間における事務折衝
12月中旬	地方分権改革推進本部で対応方針決定、閣議決定

鳥取県関係の提案に対する対応結果

鳥取県単独提案分

① 提案が概ね実現したもの（1件）

【重点事項】病児保育事業に係る国庫補助の要件緩和

提案内容	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）の記載内容
特に中山間地域において現行の国庫補助基準を満たさなくとも病児・病後児保育施設を確保するため、国庫補助要件である看護師の常駐要件を緩和するとともに、利用児童がいる日に限っての日雇雇用を可とする。	<p>【内閣府】【厚生労働省】子ども・子育て支援法</p> <p>病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年中に通知し、あわせて、病児保育事業実施要綱を平成28年4月を目途に改正する。</p>

② 今後検討を進めるもの（1件）

高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の上限の撤廃

提案内容	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）の記載内容
母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の養成機関で修業する場合の高等職業訓練促進給付金について、現行では支給期間の上限が2年であり、3年以上の修業を要する看護師資格の取得が困難であるため、上限を撤廃する。	<p>【厚生労働省】母子及び父子並びに寡婦福祉法</p> <p>高等職業訓練促進給付金については、当該給付金の機能の充実について検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

③ 一定の改善が図られるもの（3件）

【重点事項】介護保険における住所地特例適用対象の拡大

提案内容	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）の記載内容
介護が必要となった場合に移住前自治体における介護保険料の納付期間に応じて「住所地特例制度」の対象とするなど、介護費用を移住前の自治体が負担する仕組みとする。	<p>【厚生労働省】介護保険法</p> <p>要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。</p>

【重点事項】漁業調整規則の改正に係る農林水産大臣の認可の廃止

提案内容	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）の記載内容
漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則について、他県にまたがらない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、広域的な資源管理に影響を及ぼさないため、農林水産大臣の認可不要な届出制とする。	<p>【農林水産省】漁業法及び水産資源保護法</p> <p>都道府県による内水面漁業調整規則の制定、改正については、当該事務の円滑化に資する観点から、都道府県の担当者に対する説明会を開催するとともに、具体的な改正事例を踏まえて、必要な書類や認可に際しての留意点を、都道府県に平成27年度中に通知する。</p>

労使関係総合調査（労働組合基礎調査）の都道府県への委託による実施の見直し

提案内容	平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（案）の記載内容
当該調査は、都道府県知事に委託することとされているが、都道府県の事務負担の軽減を図るために、民間委託に切り替えるなど、制度及び調査方法の見直しを図る。	<p>【厚生労働省】労使関係総合調査事業</p> <p>労使関係総合調査事業のうち、労働組合基礎調査については、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、インターネットによるオンライン調査の更なる活用を進めるため、オンライン回答率が高い都道府県における取組事例について、都道府県に平成 27 年度中に通知する。</p>

④ 実現しなかったもの（1件）

道路に関する都市計画の「軽易な変更」の対象拡大

提案内容	平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（案）の記載内容
都市計画法に基づく都市計画の変更のうち道路（県管理国道）について、国土交通大臣の協議が不要となる「軽易な変更」の対象として、調査や測量結果に伴うものを追加し、手続の簡素化及び時間短縮を図る。	<p>対応方針中に記載がないため、実現しなかったものと推定</p> <p>(参考) 第 2 次回答</p> <p>都市計画の軽易な変更は、当初決定の前提を崩さないと認められる範囲のものについて協議を不要とするものであり、一定規模以上の変更については、国の利害にも影響しかねないことから、軽易な変更とは認められない。その規模の考え方は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線形の変更が一定規模を超える場合には、事業施行期間や事業費の変動が大きなものとなる蓋然性が高いこと、 ・市街地における道路計画では幹線街路は 1000m おきに配置されるのが標準的であり、延長 1000m 以上の線形変更の場合、変更区間に幹線街路交差点が少なくとも 1 以上含まれ、道路計画への影響が大きいと考えられること、 ・環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメントの対象とされる規模の事業は大きな環境影響が生ずる蓋然性が認められ、条例の中には延長 1000m 以上の事業を対象としているものがあることなどを勘案して定めている。

関西広域連合提案分

国立公園に関する管理権限の移譲

提案内容	平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（案）の記載内容
国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>対応方針中に記載がないため、実現しなかったものと推定</p> <p>(参考) 第 2 次回答</p> <p>国立公園の管理は、現場に駐在する環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。～略～ 許可基準やこれら要領通知類を機械的に運用することでは国立公園の保護は図れず、現場に駐在する環境省職員が全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、風致景観への影響と公益性との比較衡量を適切に行う必要がある。地方環境事務所は、国の環境政策の企画立案に必要な地域の情報の収集及び地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境政策の展開を図るために設置され、自然公園法の許可権限の相当部分が地方環境事務所長に委任されている。IUCN が定めた国立公園の定義においても「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることからも、全国的・国際的な見地から、風致景観への影響と公益性との比較衡量などを適切に行い、環境省が一体として国立公園を管理する必要がある。</p>

鳥取県への移住状況について（平成27年度上半期速報値）

平成27年12月1日
とつとり暮らし支援課

鳥取県への移住状況について、本年度上半期（4～9月）の速報値がまとまりました。半年間で631世帯909人であり、前年度の実績を大きく上回っています。
(対前年比約67.4%増)

【移住者数増加市町村の主な要因】

- 岩美町：県外相談会・セミナー等への積極的な参加など情報発信の強化
- 南部町：相談窓口を強化し、子育て環境の良さなど町の魅力を活かした移住を推進
- 米子市：専任相談員の設置、お試し住宅の整備、県外相談会への参加等、取組の強化によるもの

市町村名	H27年度 上半期 (A)		参考			
	世帯数	人数	H26年度 上半期 (B)		増減 (A-B)	
			世帯数	人数	世帯数	人数
鳥取市	96	169	98	168	△ 2	1
米子市	143	192	4	9	139	183
倉吉市	48	69	30	52	18	17
境港市	6	9	1	1	5	8
岩美町	36	49	14	17	22	32
若桜町	12	19	6	6	6	13
智頭町	9	21	4	11	5	10
八頭町	24	34	11	15	13	19
三朝町	5	5	4	4	1	1
湯梨浜町	8	8	19	36	△ 11	△ 28
琴浦町	60	82	57	76	3	6
北栄町	22	27	6	10	16	17
日吉津村	11	21	1	2	10	19
大山町	15	24	3	5	12	19
南部町	52	68	15	21	37	47
伯耆町	39	54	40	69	△ 1	△ 15
日南町	22	27	23	28	△ 1	△ 1
日野町	12	19	8	8	4	11
江府町	11	12	3	5	8	7
合計	631	909	347	543	284	366

※上半期の移住者数は単純集計です。詳細分析は年度末に行います。

【参考】平成23年度からの移住状況（年間）

年度	人数
平成23年度	504
平成24年度	706
平成25年度	962
平成26年度	1,246

「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議戦略検討会 兼
IJUターン6千人・とっとり暮らし推進チーム会議（第3回）の開催結果について

平成27年12月1日
とっとり暮らし支援課

平成27年10月13日に策定した鳥取県元気づくり総合戦略において、IJUターンの受入者数の目標を5年間で600人に設定したことから、IJUターン6千人・とっとり暮らし推進チームとして、「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議に参加する産学官金労言各機関の実務責任者を交えた標記会議を下記のとおり開催し、今後のIJUターンの推進に向けた展開方策について議論を行いました。

1 日 時 平成27年11月24日（火）午前10時から11時30分まで

2 場 所 県庁第2庁舎第22会議室

3 出席者 副知事（チーム長）、
「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議参加機関、
関係部局長（元気づくり総本部、地域振興部、福祉保健部、商工労働部、
農林水産部）県外本部長、総合事務所長等

4 議 題 IJUターン6千人達成に向けた
(1) 最近の動きと県民会議参加機関による取組状況について
(2) 重点取組事項への対応と平成28年度の移住定住推進戦略について

5 概 要

各機関における取組状況の発表とともに、以下のような意見がありました。

○大都市における情報発信に関する意見

- ・なぜ鳥取県なのか、動機付けが必要である。（マスコミ）
- ・田舎暮らしの状況がよく分からぬとの声も多い。（ふるさと鳥取県定住機構）

○仕事に関する選択肢の拡大に関する意見

- ・学生に加え、特に保護者に県内の優良企業を知っていただく必要がある。（経済団体）
- ・起業・創業や事業承継と移住定住とのマッチングを進めていきたい。（経済団体）
- ・市街地の空き家、空き店舗と担い手となる人材のマッチング強化を図りたい。
(経済団体)

○セカンドライフ層の移住に関する意見

- ・富裕シニア層に、終の棲家としての鳥取をPRするのも一法である。（経済団体）

○県内在住県外出身者の定着推進に関する意見

- ・県外出身学生の多い県内大学において、地元就職を増やす取組を進めていく。（大学）

結果については、平成28年度の移住定住施策に反映するとともに、産学官金労言各機関の取組を活かしながら、移住者向け支援商品・サービスの開発、移住希望者への情報発信を含めた連携強化を進めています。

魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム会議（第3回）の開催結果について

平成27年12月1日
とっとり暮らし支援課

元気で魅力あふれる中山間・まちなかづくりを進めるため、「とっとり元気づくり推進本部」に設置された「魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム」について、第3回会議を次のとおり開催しました。

- 1 日 時 平成27年11月26日（木）午前11時00分から午後0時15分まで
2 場 所 とりぎん文化会館 第4会議室
3 出 席 者 統轄監（チーム長）、関係各部局長（元気づくり総本部、危機管理局、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、農林水産部、県土整備部）、総合事務所長、関係市町村、中山間地域等活性化・移住定住促進協議会委員
4 議 題 （1）中山間地域における「小さな拠点」を推進するための取組について
〔モデル地区：岩美町、日南町、江府町〕
（2）まちなかにおける空き家の「リノベーション」について
5 概 要 「小さな拠点」及び「リノベーション」の取組状況についての各町担当者等による発表とともに、協議会委員から以下のような意見がありました。

【中山間】

- ・「小さな拠点」は地域住民が主体となった取組であることが必要である。
- ・中山間地域集落を維持させるために、買い物支援、移動販売を継続させるシステムづくりが必要である。
- ・中山間地域で大切なのは移動手段の確保であり、コミュニティバスや過疎・福祉有償運送の活用を考えたい。
- ・「小さな拠点」づくりを就業の場につなげて移住の取組にも活用するといった考え方も大切である。

【まちなか】

- ・空き家・空き店舗等をリノベーションする活動は、若者が自然と集まり交流の場となっている。
- ・リノベーションに関心のある大学生が多い。
- ・駅前の住宅街でも崩れかけた廃墟があることは問題であり、撤去などの対策も必要である。

【共通】

- ・都会から移住しようとする人が家を探しやすいうように、不動産業者と提携したポータルサイトの充実など、情報を集約して見やすくすることが必要である。
- ・空き家情報は、地域ぐるみで情報提供できる仕組みが必要である。

結果については、モデル地区での取組推進や平成28年度の中山間地域・まちなか振興施策に反映するとともに、市町村や日本財団と連携して地域へ入り込んでいきながら施策展開を図っていきます。

南部町CCR C検討会（第2回）の開催結果について

平成27年12月1日
とつとり暮らし支援課

平成27年7月に南部町をモデル地域とするCCR C検討会を立ち上げて以降、生涯活躍のまち（CCR C）モデルプランの検討作業を進めてきましたが、この度、これまでの検討内容をとりまとめた中間報告について、町内関係機関等を交えた意見交換を行いました。

各参加機関からは、南部町版生涯活躍のまちづくりに対する期待の声や、更なる具体化のための前向きな提案も出るなど、活発な議論が交わされました。

議論の内容を踏まえ、今後更に調査・検討を進め、年度内にモデルプランを策定する予定です。

1 日 時 平成27年11月27日（金）午前10時から正午まで

2 場 所 南部町役場（天萬庁舎）

3 出席者 南部町長、副町長、企画政策課長、健康福祉課長
まちづくり会社設立準備委員会委員、西伯病院事務部次長、（社福）伯耆の国理事長
(株)山陰合同銀行地域振興部副調査役、西伯支店長
(株)鳥取銀行米子駅前支店長
早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員
(一般社団法人コミュニティネットワーク協会常務理事)
鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局長、西部総合事務所地域振興局長 等

4 中間報告の概要

東京圏をはじめとする地域の高齢者等に対し、これまでの経験や人脈を活かせる活躍フィールドを提供するとともに、必要な医療・介護を継続的に受けられる体制を整備することにより、南部町への移住を促進し、地域の課題を解決するための人材の誘致につなげる。

- ・法勝寺の公民館西伯分館界隈をコミュニティ拠点エリアとして想定する。
拠点エリアの移住規模は70世帯（シニア40世帯、若者30世帯）程度である。
- ・拠点と町内各エリアをネットワーク化。住環境は、拠点におけるシニア住宅の整備に空き家の活用を組み合わせる。
- ・年度内に人材受け入れ等を担うまちづくり会社を設立し、拠点施設の運営開始は平成31年度頃を予定している など。

5 中間報告に対する主な意見

<活躍フィールドに関する意見>

- ・企業や商業施設が立地するなど明るい話題もあるが、やはり地域で産業を興していくことが大事である。
自ら仕事を創り出す方に来ていただきたい。（町長）
- ・今のシニアは貢献意欲・学習意欲が非常に高い。これらを満たしている地域は成功している。求める人材のハードルを上げて、移住希望者の心をくすぐることも大事である。（山陰合同銀行）
- ・町で「里山デザイン大学」を立ち上げ、里山の暮らし方を学んでいただくことを考えている。空き家改修も、時間に余裕があつて自分でコツコツやりたい人もいる。それを教えてくれる技術者に来てもらえるといい。そこで子どもたちにも学んでもらう。（副町長）

<住環境に関する意見>

- ・空き家改修は、まちづくり会社が、構造だけでなく家財道具の片付けを含めて移住希望者をサポートできるといい。（まちづくり会社設立準備委員会委員）

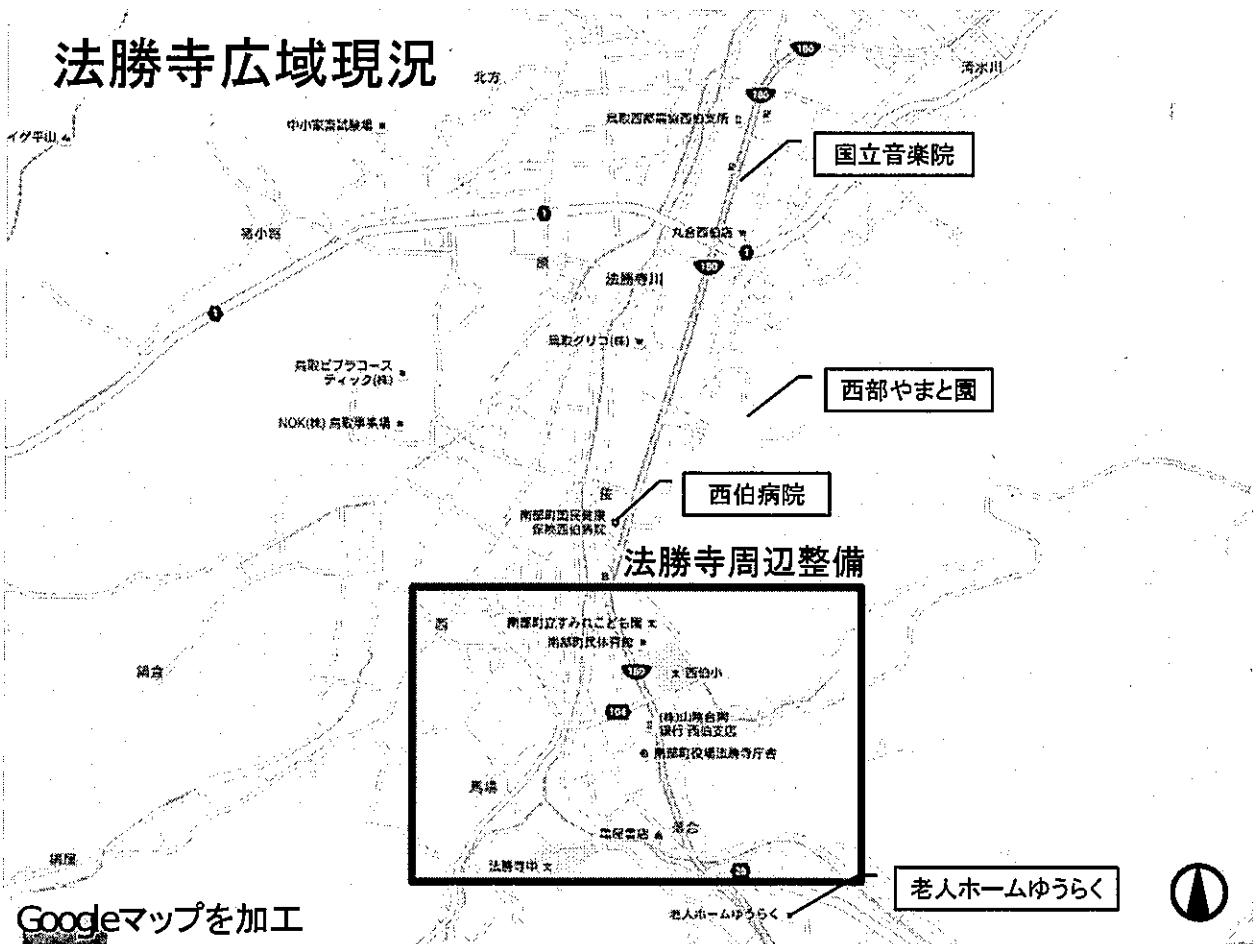
<医療・介護に関する意見>

- ・医療・福祉は、まちの保健室、NPO法人Spo netなんぶ、愛の輪銀行など町独自の取組を強く打ち出したい。（町長）

<その他>

- ・交通が問題である。大都市住民には免許がないので公共交通の代替手段の検討も必要である。
(西伯病院)
- ・住民がまちの魅力を語れるかに尽きる。今回のモデルプランを練り上げ、世にデビューさせたい。（町長）

法勝寺広域現況



法勝寺周辺整備

一帯を多世代交流エリ
アとして位置付け

旧街道エリア
○まちづくり会社等で
空き家を発掘
○若者、アクティブシ
ニアによる出店

案2) 旧法勝寺高校跡地(民有地)を活用

○質の高いシニア住宅(民間想定) ・旧法勝寺高校跡地を活用

周辺エリア

案1) プラザ西伯前の 町有地を活用

住居エリア

- 拠点施設の整備
 - ・南部町役場、プラザ西伯(集会所)、しあわせ(社協、スポーツクラブ)、まごころ市(直売所)、銀行、JAなどが所在
 - ・内科医、西伯小学校、すみれこども園などとも近接
- 南部町公民館さいはく分館の建替に合わせて、公民館・図書館機能+アケティブシニア活躍の場(パン屋、英会話など)を提供

とっとりの元気づくり会議の開催結果について

平成27年12月1日
参画協働課

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「活性化センター」という。）と共に、県内の活動団体の活性化並びに県及び活性化センターによる支援策の検討に活かし、今後のとっとりの元気づくりにつなげることを目的とした「とっとりの元気づくり会議」を全体会議において立ち上げました。

1 とっとりの元気づくり全体会議

(1) 日時・会場 平成27年11月25日（水）午後4時30分から6時30分まで

ホテルニューオータニ鳥取

(2) 参加者 特定非営利活動法人、地域づくり団体他 計103名

(3) 会議の内容

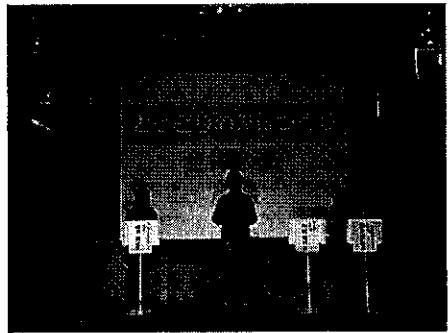
ア 元気づくり会議の立上げの宣言

東・中・西部から1団体ずつ計3団体が参加者を代表して「とっとりの元気づくり会議」立上げ宣言を行った。

[東部] 鳥取・森のようちえん「風りんりん」

[中部] 一般社団法人 東伯青年会議所

[西部] 築き会



(元気づくり会議の立上げの宣言の様子)

イ ワークショップ「これからとっとりの元気づくりを考えよう。」

5つのテーマ（資金、人材、情報発信・共有、地域、協働）について、グループに分かれて議論し、全体で共有した。

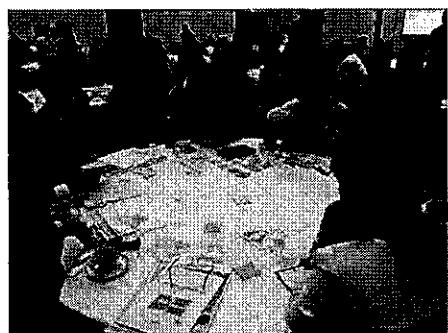
[資金] 活動への共感を集めるとこからはじめ、補助金や民間資金の活用等を組み合わせた資金調達などの提案があった。

[人材] 後継者の人材育成に向けて、活動の「見える化」や活動に共感するコミュニティづくりなどの提案があった。

[情報発信・共有] SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、イベント等を互いに広め合うことでPR効果・効率を高め合うなどの提案があった。

[地域] 老若男女問わず地域活動に参加しない方が増えている課題に対して、行事等に積極的に巻き込みながら地道に地域の魅力を伝えていくなどの提案があった。

[協働] 活動への共感を集め存在感を高めながら、行政と対等に議論し事業を進めていく必要があるなどの意見があった。



(ワークショップの様子)

ウ 名刺交換

エ 活動団体によるPR及び決意発表

東・中・西部から1団体ずつ計3団体が活動PRや決意発表を行った。

発表を行った団体からは、活性化センターと県に対して、地方創生の推進に当たって、地道に限られた人材・資源で取り組んでいる団体に寄り添って支援して欲しいとの声があった。

[東部] 29ロードネットワークス

[中部] 絵本と食育「はらぺこあおむし」

[西部] 日野軍★みらい創生デザイン会議/古民家「沙々樹」

(4) 参加者から出された主な意見

- ・様々な団体と知り合えた。また、活動のヒントが得られた。
- ・各団体の不足分を補い合ったり、コラボすることで大きなウェーブになる。
- ・地方創生に取組む者同士が交流するのは良い。今後も交流する機会を提供してほしい。
- ・もっと時間をかけ活動分野や定員を絞って、じっくりと議論をしたい。

2 今後の展開

今後も引き続き東・中・西部で会議を開催し、活動団体同士の連携によって地域課題の解決や地域活性化に向けた具体的なプロジェクトを実施するとともに、その成果の横展開を図っていく予定です。

【参考】東・中・西部会議

(1) 開催日 東部 平成27年10月7日（水）、中部 同月3日（土）、西部 同月14日（水）

(2) 出席者 特定非営利活動法人他 計188名（東部 65名、中部 54名、西部 69名）

(3) 会議の内容 ワークショップ、活動団体によるPR及び決意発表等

一般事業主行動計画策定のための問合せ・相談窓口の設置について

平成27年12月1日
男女共同参画推進課

女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍する社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活動の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第7条の規定に基づき、平成27年11月20日に事業主行動計画策定指針が定められたのに合わせて、一般事業主行動計画の策定に關し企業、団体等からの問合せや相談を受ける窓口を県と鳥取労働局に設置します。

県では、この相談窓口も活用しつつ、輝く女性活躍加速化とつり会議と連携して、従業員300人以下の事業主を中心に一般事業主行動計画の策定に向けて積極的に支援していきます。

1 設置日

平成27年12月1日(火)

2 問合せ・相談窓口

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局男女共同参画推進課

電話番号 0857-26-7792

鳥取労働局雇用均等室

鳥取市富安二丁目89-9

電話番号 0857-29-1709

(参考)

一般事業主(国及び地方公共団体以外の事業主)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、自社の女性の活躍に関する状況を把握、課題分析した上で一般事業主行動計画を定めなければならない。(常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、一般事業主行動計画を定めるよう努めなければならない。)

<一般事業主行動計画策定までの流れ>

ステップ1 自社の女性活躍に関する状況の把握、課題分析

【必ず把握すべき事項】

- (1) 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- (2) 男女の平均継続勤務年数
- (3) 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況
- (4) 管理職に占める女性労働者の割合

ステップ2 一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表

ステップ3 労働局への届出

ステップ4 取組の実施、効果の測定

働く女性の相談窓口の体制強化について

平成27年12月1日
男女共同参画推進課
就業支援課

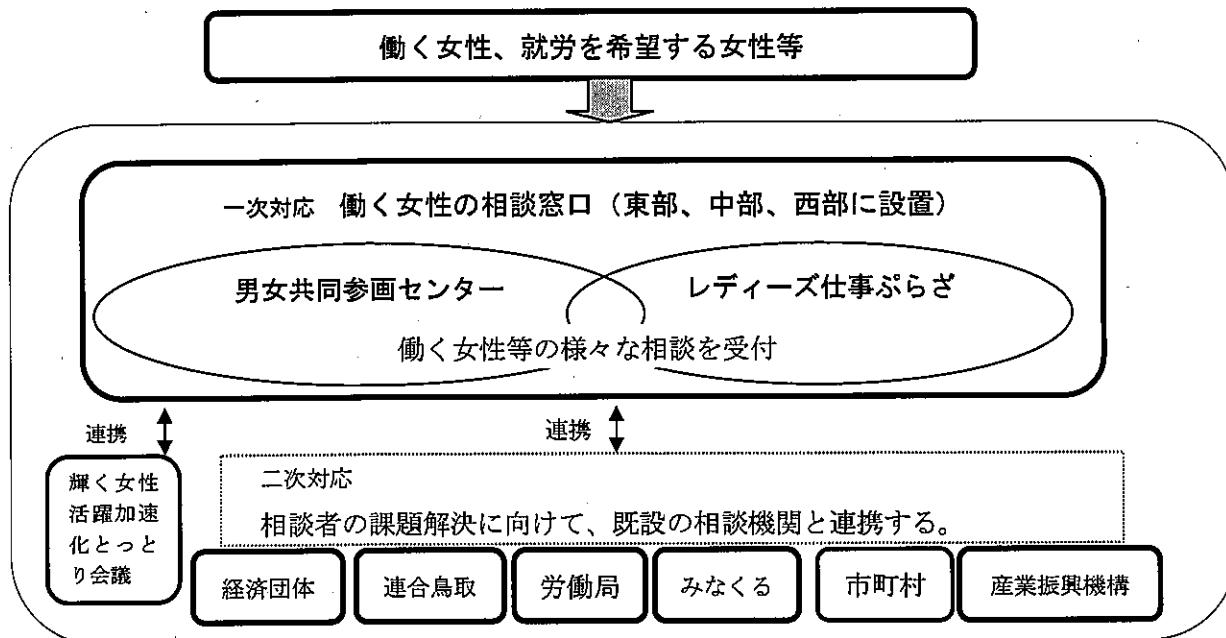
女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍する社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活動の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき、平成27年12月1日に、働く女性、又はこれから就業しようとする女性等からの相談窓口として、男女共同参画センター及びレディーズ仕事ぶらざを「働く女性の相談窓口」に位置付け、当該機関が相談内容に応じ相互に連絡し、有している情報を提供し合う体制に強化しました。

働く女性の相談体制について

男女共同参画センター（東部、中部、西部相談室）とレディーズ仕事ぶらざ（鳥取、倉吉、米子）が、専門分野の強みを生かして連携し、働く女性やこれから就業を希望する女性の様々な相談をワンストップで受け付けるとともに、既設の相談機関から情報の提供等を受ける体制

【専門分野】

- ・男女共同参画センター：マタハラ等職場での悩み相談、子育ての相談、こころの相談
- ・レディーズ仕事ぶらざ：就労の相談、スキルアップのためのセミナーの開催、職業訓練の情報提供、職業紹介（鳥取、倉吉のみ。米子は併設のハローワークマザーズセンターで対応）



女性の職業生活における活動の推進に関する法律（抄）

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。